

行政常任委員会

令和 5 年 3 月 1 0 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○濱中副委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

本日、村田委員長病気のため欠席となっておりますので、私のほうで委員長の職務を行わせていただきます。よろしくお願いたします。

議題に入ります前に一つ委員の皆様をお願い申し上げます。

今日から事業化の細かい審査になります。御質問のときには、予算書のページを言っていただけるとスムーズかと思しますので、その辺よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

まず、防災危機管理課における議案第 1 9 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算、第 1 4 号の議決についてについて御説明をお願いいたします。

○尾上防災危機管理課長 防災危機管理課です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第 1 9 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算、第 1 4 号の議決についてのうち、当課に関わる分につきまして、補正予算書及び予算説明書により御説明いたします。

歳出についてであります。

3 8、3 9 ページを御覧ください。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費につきましては、補正額 2 7 1 万 2, 0 0 0 円を減額し、合計 4 億 6, 3 4 6 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

内容につきましては、三重紀北消防組合負担金として、1 8 節負担金、補助及び交付金 2 7 1 万 2, 0 0 0 円を減額するもので、人件費の精査と入札差金等によるものでございます。

以上で当課に係る補正予算説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○濱中副委員長 続いて、当初、行ってください。

○尾上防災危機管理課長 それでは、議案第 1 4 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、防災危機管理課に係る分について御説明いたします。

まず、歳入の説明をさせていただきます。

予算書の22、23ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料4,000円につきましては、電柱敷地の使用料でございます。

32、33ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、4目消防費委託金、1節水防費委託金141万8,000円につきましては、水門等の点検管理に関し、水防費委託金として三重県より交付されるもので、水防事業費に全額充当されております。

38、39ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入、D O N E T負担金101万3,000円につきましては、古江陸上局周辺の陸上部から旋回部のケーブル管理業務に係る負担金であり、国立研究開発法人防災科学技術研究所から依頼を受け、防災危機管理課と商工観光課で分担して実施するものでございます。

次に、7節消防費雑入394万4,000円のうち、消防団員退職報償金収入394万2,000円は、消防団員等公務災害補償等共済基金から交付されるもので、消防団員の退職金に充当するものです。

消防団員福祉共済制度事務費等収入2,000円は、同じく共済基金から事務費として交付されます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算説明書66、67ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目防災費、本年度予算額3,545万円でございます。

細目防災訓練経費52万6,000円でございますが、事業内容としましては、市民の防災意識の高揚と自主防災活動の促進を図り、防災を日常化することを目的に、尾鷲市災害対処訓練、尾鷲市防災訓練の実施、また、防災フェアの開催による啓発活動を行う事業経費でございます。

次に、細目自主防災組織整備事業541万5,000円でございます。

事業内容としましては、市民の安全安心を向上させるため、災害時に備えた避難経路の確保、自主防災活動を積極に取り組むことを目指した事業経費でございます。

主なものといたしましては、10節需用費の修繕料360万円は、避難路簡易修繕料でございます。

18節負担金、補助及び交付金の補助金150万円は、尾鷲市地域防災力向上補

助金でございます。

次に、細目防災危機管理課維持管理経費 2,249万1,000円でございます。

事業内容につきましては、災害時に重要な警報などの防災情報をより迅速に伝達するため、防災行政無線、防災メール、エリアワンセグなどを運用しております。これらを活用して市民自らが避難行動などの判断を的確に行うことで被害が最小限となることから、減災対策につなげるためにこれらシステムの維持管理や更新などを実施する事業経費でございます。

事業費の主なものは、10節需用費 535万8,000円のうち、光熱水費 485万4,000円で、このうち 406万8,000円が防災センター電気代でございます。

次のページを御覧ください。

12節委託料 1,545万2,000円のうち、防災無線保守点検業務委託料 373万3,000円、土砂災害情報総合通報システム保守点検業務委託料 330万円、エリアワンセグシステム保守料 825万円でございます。

次に、細目防災対策費 701万8,000円でございます。

事業内容につきましては、様々な防災・減災対策を実施する事業経費でございます。

10節需用費、消耗品費 356万3,000円は、公的備蓄品の確保として、アルファ米、保存水、粉ミルクなどの公的備蓄品購入費が主なものでございます。

14節工事請負費 92万4,000円は、エリアワンセグのアンテナ取付工事費でございます。

18節負担金、補助及び交付金 238万8,000円のうち、三重県防災行政無線運営協議会負担金 63万9,000円と三重県防災航空隊運営費負担金 168万7,000円が主なもので、県内各市町から県事業への負担金でございます。

続きまして、次に、予算説明書 72、73ページを御覧ください。

14目諸費、細目総務管理費負担金 126万2,000円のうち、当課分といたしましては、紀北危険物安全協会負担金 1万円、指定ヘリポート管理負担金 3万6,000円、尾鷲地区防犯協会負担金 99万7,000円、暴力追放推進会議負担金 4万円、津波予測伝達システム市町負担金 9万2,000円でございます。

次に、総務管理費補助金 12万円は、尾鷲市防犯委員会補助金で、これは市内8地区から成る防犯委員会の運営費でございます。

次に、170、171ページを御覧ください。

8 款消防費、1 項消防費、1 日常備消防費 4 億 6,192 万 5,000 円で、その内訳といたしましては、次のページを御覧ください。三重紀北消防組合負担金として 4 億 5,501 万 8,000 円、消防救急デジタル無線共通波設備負担金 690 万 7,000 円でございます。

次に、2 目非常備消防費、本年度予算額 7,797 万 4,000 円でございます。

細目消防団員活動費 2,944 万 1,000 円でございますが、事業内容につきましては、消防団の日常的な訓練等の事業経費でございます。

1 節報酬 1,791 万円が団員の訓練手当など各手当でございます。

4 節共済費 469 万 9,000 円のうち、退職報償金に係る掛金として 422 万 4,000 円、そのほか消防団員の災害補償掛金 47 万 5,000 円が主なものでございます。

7 節報奨費 394 万 2,000 円は、消防団員の退職報償金でございます。

17 節備品購入費 121 万 6,000 円は、各分団用ガンタイプノズル購入費でございます。

次に、細目非常備消防一般事務費 4,853 万 3,000 円でございます。

事業内容につきましては、消防団員の活動に際しての安全管理を目的に、各団に配備している小型動力ポンプ付積載車の更新、整備や各分団詰所の資機材等の管理を行う事業経費でございます。

10 節需用費 194 万 3,000 円のうち、修繕料 96 万 3,000 円につきましては、消防団車両 8 台分の車検整備代でございます。

11 節役務費 111 万 7,000 円のうち、浄化槽保守点検等手数料 71 万 3,000 円は、各分団詰所の保守点検、法定検査、清掃手数料でございます。

12 節委託料 35 万 9,000 円は、須賀利消防団車庫管理業務委託料で、14 節工事請負費 2,335 万 9,000 円は、須賀利消防団車庫建設に係る費用でございます。

次のページを御覧ください。

17 節備品購入費 2,108 万 9,000 円は、第 1 及び第 3 分団の小型動力ポンプ付積載車購入費でございます。

18 節負担金 14 万円は、消防協会紀北支会への負担金でございます。

ここで、須賀利消防団車庫整備事業について、主要施策の予算概要により、担当から説明いたします。

○村島防災危機管理課主任 主要施策の予算概要について説明させていただきます

す。

主要施策の予算概要 81 ページを御覧ください。

須賀利消防団車庫整備事業についてです。須賀利消防団車庫は、長年にわたり消防団活動の拠点として使用されており、須賀利町民の生命及び財産を守るための重要な役割を果たしておりますが、木造で建設から 40 年以上経過しており、かなり老朽化が進んでいます。特にシャッター、サッシ、トイレの傷みが激しく、消防団活動に支障を来しているため、施設の再整備を行い、市民が安心して暮らせる消防体制を構築していきます。

事業内容といたしましては、令和 5 年度に建設工事を行い、消防団活動に適した環境をつくっていきます。

施設につきましては、消防団車両 1 台を配備することができ、また、待機することができるものとしていきます。

予算額は 2,371 万 8,000 円であり、財源内訳については、一般財源 601 万 8,000 円、消防団施設整備事業債 1,770 万円となります。

以上でございます。

○尾上防災危機管理課長 予算書 174、175 ページにお戻りください。

3 目水防費、本年度予算額 141 万 8,000 円でございます。水防事業につきましては、市内にあります 105 か所の防潮扉や樋門、水門などの点検管理を行う事業で、全て県支出金の水防費委託金が充当されております。

防災危機管理課に係る部分についての説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○濱中副委員長 説明が終わりました。

まず、補正予算について、何かございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 そうしましたら、議案第 14 号、一般会計予算のほうで、御質問、御意見、挙手をお願いいたします。

○南委員 ページ数は、今先ほど説明していただいた 137 ページの工事請負費、須賀利分団の新しい施設の整備ということで 2,335 万 9,000 円の説明をいただいたんですけども、まず、築何年たっていたのかということと、それと場所は同じ場所に建設をするのかなという点と、それと、次のページの 175 ページの備品購入費 2,108 万 9,000 円のできたら何か資料的なものがあればよく理解できるんですけども、そこら辺の説明をまずはお願いいたします、2 点。

○尾上防災危機管理課長　それでは、工事請負費の須賀利消防団車庫の整備につきましては、現在、築後43年経過しております。

場所につきましては、南委員おっしゃっていただいたように、今のところに建て替えるということでございます。

備品購入費のほうにつきましては、すみません、確かに資料、ついていないんですが、第1分団と第3分団の小型動力ポンプ付積載車を更新計画に基づいて2台購入するということでございます。本年度整備した車両があるんですが、今手元にそういうものもちょっとなくて大変申し訳ないです。

○濱中副委員長　南委員、すみません。私も新しいというか変わった形のものであるということじゃないということやったもので、今までの通常のものと思って資料の請求をしておりませんでした。失礼いたしました。

○南委員　ありがとうございます。場所は同じ場所に建設するという事なので、どこかへまた、ほかに借りられる倉庫か何かあったんですか、建設中の。

○濱中副委員長　建設中の、現在の消防車庫を移転する場所のことを聞かれています。そうですね。

○尾上防災危機管理課長　区のほうの了解とかも得まして、旧小学校の敷地内に車両のほうは建築されるまでの間、保管していただくということで。

○南委員　そういう面では、旧小学校を十分活用していただきたいと思います。

それと、同じ173ページの消防団活動費のことなんですけれども、消防団公務共済基金掛金469万9,000円、前年度は555万を組んでおりました。ということは、消防団員が僕、減ったのかなという思いがしたんですけれども、絶対数の数が。

それと、退職報償金につきましても、394万2,000円が前年度と同じ額を予算化しております。大体これで何名ぐらいが御勇退される計算なんですか、その2点。

○尾上防災危機管理課長　まず、消防団員等公務災害補償等共済掛金が減額した理由につきましては、昨年度の3月定例会で消防団員の定数の条例改正をしていただきました。費用につきましては、条例上の定数に対して掛金が決まるということで、条例で40名ほど減らしたことが減額の理由となっております。

次に、退職補償金なんですけど、これが同じというのは、これの計算根拠が過去5年間の退職者の平均から割戻しております。何人分ということについては、ちょっと担当のほうから御説明いたします。

○村島防災危機管理課主任 今年度の消防団員退職者数ですが、10名の退団者
がおりまして、退職報奨金を支払っております。

以上です。

○南委員 今の共済のほうは分かりました。今10名ですか、その補充はできて
おるんですか、それだけ。

○尾上防災危機管理課長 本年度も10名退職したということで今報告させてい
ただいているんですが、年配の方とか、あと仕事の都合で転居されるということで
10名ほど脱退者がいました。逆にちょっと若い方で4名ほどの新入団員がおった
んですけれども、いろいろ活動はさせていただいておる中ではあります、結果的
にプラマイで6名消防団員が減っておるということは事実でございます、今後と
もに新規加入の促進に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南委員 尾鷲の消防団員数が東紀州の中でもちょっと定員を減らしている感じ
で少ないのは分かっておるんですけれども、ぜひともこれからどんどんもっとPR
させていただいて、地域地域で消防団へ加入していただくよう最大の努力をお願い
いたします。ありがとうございました。

○尾上防災危機管理課長 南委員おっしゃられるとおりに、機会あるたびにいろ
んな媒体も使いまして消防団員の勧誘に向けて努力してまいります。ありがとうご
ざいます。

○濱中副委員長 他にございませんか。

○中里委員 予算書の69ページで、エリアワンセグなんですけれども、今の時
点で分かる範囲で教えていただきたいんですが、今自宅で使用されている個数とい
うのは把握されておりますか。分かったら、使用されているのか、それとも持って
いるけれども電源、入れていないとか状況が詳しく、細かく分かりますとありがた
いんですけど。

○森本防災危機管理課主任 把握率に関しては90%、9,150世帯の配布をし
ております。電源、つけているかつけていないに関してはちょっと把握しておりま
せんが、ぜひ皆さんにつけていただくように啓発しているところであります。

以上です。

○中里委員 それで、電源、入れているか入っていないかというの、もう調べよ
うがない状況ですかね。

○尾上防災危機管理課長 中央何とかシステムみたいな形で何千台か配付しまし

た。それぞれの個々に何か番号があって、その電源のオン・オフ状況を把握できるというものではございませんので、ただ使用に関しては今担当も説明したんですが、広報等でも情報を流しておるということで、ワンセグのほうの使用に関しては推進しているところではあるんですけども、中里委員さんがおっしゃられるような形で、全ての台数の電源のオン・オフ状況は把握できるようなものでないということで御理解をお願いします。

○森本防災危機管理課主任　配布の世帯数なんですけど、9,150と言ったんですけど、すみません、これ尾鷲市の世帯で、配布している世帯が7,189世帯になります。

すみません、以上です。

○濱中副委員長　他にございますか。よろしいですか。

○小川議長　備蓄品のところで、356万3,000円上がっているんですけど、これ、毎年入っていますよね。この時期で買っていると思うんですけど、一つ参考までに、廃棄処分というのは何%ぐらいの計算ですか。

○尾上防災危機管理課長　廃棄のほうはほとんどない状況です。というのは、使用期限の前に学校等にそれぞれの味を一袋にまとめた、4種類の味だったら4校、5種類の味がその当時あれば5校を、5年保存が切れる前に学校等に配布させていただいたりして試食していただくような形とか、あと社協のほうとかでいろいろ活用しておりますのでほぼない。すみません、ほぼという言い方で大変失礼なんですけど、ないような状況です。

○小川議長　以前問うたとき、ほとんどが廃棄処分になっていましたよね。廃棄が多かったもので、利活用を進めてくださいということで言わせてもらったと思うんですけど、あと、生活困窮の、前送りしました、国から運賃出してもらって、ああいう要請は今のところは来ていないんですか。

○尾上防災危機管理課長　今、補佐が横で耳打ちしてくれた、最近はそういう要請はなくて、先ほど申し上げた市内での学童等への試食等によって一応は廃棄を免れているというような状況でございます。

○小川議長　市長をお願いなんですけど、最近はおっちこっちでやっぱり赤ちゃんのための液体ミルク、結構入れていると思うんですけど、前、尾鷲のほうではちょっと保管が難しいという話やったんですけど、そういうのは検討されていないのか、市長はそれやる気はないのか、市長も退屈そうにしていますので、ちょっと答えてもらって。

○尾上防災危機管理課長　　今議長おっしゃっていただいたことについては、保育園等のPTAの方等にも聞き取りをさせていただいた段階で、やはりふだん使い慣れていないということもあるんでしょうけれども、粉ミルクのほうがというような意見もありました。あと、市サイドで言いますと、やはりお値段のほうが少し粉ミルクよりも張るという部分もあって、いろいろな状況下の中で、今のところは検討しておるといようなことで。

○南委員　　69ページなんですけど、三重県防災航空隊運営負担金、あるでしょう。それと73ページの指定ヘリポートの管理負担金というの、九鬼のことをいうのかなと一応思ったんですけれども、168万のほうに関連して、以前から尾鷲の、今あるかもしれんですよ、しかも県のほうがつけて、ヘリの燃料用給油所を尾鷲に置いてくれと、たしか防災のほうも以前要望しておったと思うんですわ。それと、やはり津から飛んで来て尾鷲でホバリング状態であっても30分しか作業、できないということで、どうしても給油が必要ということで、ぜひともという話、今、その話がどうなっておるのかなというように感じて、ちょっとお聞かせをお願いします。

○尾上防災危機管理課長　　今のヘリポートの燃料給油のことについては、現在尾鷲のほうにないのは事実でして、ただ熊野のヘリポートのほうに給油所が一応整備されておるといことで、東紀州の近隣では整備があるといことで御理解をお願いします。

あと、73ページの指定ヘリポート管理料につきましては、南委員さんがおっしゃっていただいたように、九鬼浦生産森林組合のほうにお借りしている分について、負担金としてお支払いしておる分でございます。

○南委員　　熊野にあるということなんですけれども、ぜひともこれからも事あるたびに要望をしていただけたらと思います。

本当に最後にします。67ページの尾鷲市地域防災性向上補助金150万に関連してなんですけれども、僕のところの今、向井地域が防災マップをつくろうといことで、防災の方にも何回か来ていただいていろんな話合いの下で進めてきたんですけど、その中で向井小学校が一つの地域の大きな避難指定場所となっていますもので、向井小学校を中心に描いている絵なんですけれども、その中で、小学校の先生方が、校舎、体育館、平面図の中ですばらしい色とりどりをつけていただいて、ここは長期滞在オーケーですよ、中期滞在オーケーですよ、初期はここですよといことで、すばらしいマップをつくっていただいておりますわ。ぜひともそれを参考にいろんな活用、できると思うんですけれども、本当に僕も感謝しておるもの

で、また、防災のほうからでも小学校のほうへ出向いてお礼を言ってあげたらと思います。

○尾上防災危機管理課長　　早速また小学校にも出向きまして、いろいろと情報共有させていただきます。ありがとうございます。

○濱中副委員長　　先ほどの議長の液体ミルクに関しまして、やはりふだん使い慣れていないという、その辺りのことは理解なんですけれども、やはり大きな災害になると断水とかということもあります。それでいきなり備蓄というのではなくて、そういったミルクメーカーのほうのキャンペーンなんかを利用して、こういったものですよと、ふだん見慣れないものに対してのPRをしていただく、地域に呼んでいただく、そういった呼びかけも必要かなと思いますので、その辺りも含めて万全の体制をつくっていただきたいと思います。

○尾上防災危機管理課長　　防災のほうとしましては、いつも例年5月5日、6日に子供フェスティバル、子供の防災フェアを行うんですが、お子様連れの、ちびっ子連れのお父さんお母さんもたくさん来ていただきますので、そういう場面を活用しながら、今委員長がおっしゃったようなことを、情報収集していくということでやっていきますので、よろしくをお願いします。

○濱中副委員長　　ありがとうございます。

それでは、防災危機管理課を終了いたします。ありがとうございました。

このまま入れ替わっていただけますか。

では、引き続き、税務課の説明を求めます。

まず、議案第11号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についての御説明をお願いいたします。

○仲税務課長　　税務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第11号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてについて説明いたします。

国民健康保険税の負担につきましては、基本的に負担能力に応じた公平なものがある必要がございます。高齢化等により医療給付費等が増加している中、被保険者の所得が十分に伸びない状況において保険税負担の上限をそのまま引上げず、必要な保険税収入を確保しようとした場合、どうしても中間所得層の負担が重くなるといった状況となります。つまり、保険税の賦課限度額の引上げ、高所得者層の負担の引上げにつきましては、その後の中間所得層の引上げ割合の抑制につながると考えております。

この考えに基づき、国では令和4年度税制改正に基づく地方税法施行令の一部を改正する政令の公布により、賦課限度額の引上げを既に示しており、本市におきましても令和5年度より、国の政令で示された額と同額まで賦課限度額を引き上げることによって、中間所得層に配慮した税額設定とすべく、このたび本市国保税条例の改正を行いたいと考えております。

なお、後ほど御説明させていただきますけれども、これまで本市におきましては、平成24年度以降、今回と同様に市民への周知期間等を考慮し、国の限度額改正のあった1年後において賦課限度額の引上げを実施してきております。

それでは、詳細につきましては、資料を用いて苫谷係長より説明させていただきます。

○苫谷税務課係長 税務課資料の10ページを御覧ください。

通知します。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関係において被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度を設けています。

国においては、これまでも保険税負担の公平を図る観点から、低所得者層に配慮した軽減判定所得の見直しを行い、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げながら賦課限度額を引き上げてきています。

イメージ図を御覧いただきますとおり、賦課限度額を引き上げた場合、中間所得層の被保険者の保険料引上げ割合を抑えることができます。

11ページを御覧ください。

国民健康保険税に係る賦課限度額の在り方について、国では被用者保険におけるルールとして、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5から1.5%の間となるよう法定されていることとのバランスを考慮し、該当世帯割合が0.5から1.5%の間となるように段階的に賦課限度額を引き上げています。

本市におきましては、令和4年度賦課時点において、医療分28世帯68人、後期高齢者支援分35世帯86人、介護分22世帯32人が超過しており、被保険者数における割合は、それぞれ1.0%、1.3%、2.1%となっておりますが、いずれも0.5%を上回っており、国の限度額引上げの考え方に従い、賦課限度額を引き上げたいと考えます。

以上のことから、国民健康保険税の賦課限度額について、1として国民健康保険

税の基礎課税額に係る賦課限度額を現行63万円から65万円に引上げ、2、後期高齢者支援分に係る賦課限度額を現行19万円から20万円に引き上げたいと考えております。

この金額につきましては、国の令和4年度税制改正に基づく地方税法施行令の一部を改正する政令で示されたいわゆる法定額と同額となります。

12ページには参考といたしまして、国が示す賦課限度額と本市の限度額の平成20年度からこれまでと、令和5年度予定額までの推移を表にしてみました。御覧いただきますとおり、本市の場合、平成24年度以降において、市民への周知期間等を考慮し、それぞれ国の限度額改正のあった1年後において賦課限度額の引上げを実施しております。

13ページを御覧ください。

本市における令和4年度賦課時における限度額超過世帯の状況であります。本市において、令和4年度の限度額超過世帯は後期高齢者支援分で35世帯ございました。

丸ポチの二つ目を御覧ください。

今回の改正による影響についてですが、仮に令和5年度においても令和4年度と同じ所得で試算した場合、引上げ後の限度額超過世帯数は、医療給付費分26世帯65人、後期高齢者支援分32世帯77人となり、被保険者数における割合は、医療給付費分が0.1%減の0.9%、支援金分が0.2%減の1.1%となります。

また、賦課限度額引上げによる市税収入への影響といたしましては、医療給付費分で約52万円、支援金分で約32万円、計約84万円が増加する見込みであります。

以上が国保税賦課限度額の引上げについての説明です。

○仲税務課長 以上が尾鷲市国民健康保険税条例改正内容についての説明です。

よろしく御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○濱中副委員長 条例の一部改正についての説明が終わりました。

御質問ございませんか。

○仲委員 今回の国民健康保険税の限度額の一部改正ということで、資料については詳しく丁寧に書かれているんですけど、かなり難しい部分もありまして確認をしたいと思うんですけど、本市においては、国の賦課限度額を1年遅れで実施してくれるということですね。それで、現行の63万円を65万円にして、これは医療費分、後期高齢者のほうを1万円上げて20万円にすると。最終的には介護保険料

を入れて賦課限度額を102万円にするということによろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○仲委員　それで、13ページのところのちょっと確認というか、教えてほしいんですけど、限度額を102万円、言うたら65万と20万に上げたとしても、最後の段の限度額の引上げに伴う限度額超過世帯というのが、医療費分で26世帯、後期分で32世帯がまだ超過をしておるんよと、そういう理解でよろしいですか。

○仲税務課長　その考えでよろしいかと思えます。

○仲委員　ということは、その前段の上のほうでも超過額が示されて、28世帯、35世帯で1,100万とか500万とか、合計で1,976万9,000円というような超過額がある中でも、限度額を上げることによって若干、2世帯とか3世帯の部分がまだあるということによろしいですね。

○仲税務課長　そのとおりで、いわゆる新しい限度額に達しない世帯が増えるとか、逆に限度額を超えるのに限度額でよろしい世帯が減るということになろうと思えます。

○濱中副委員長　他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長　それでは、議案第19号に移っていただきます。

令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(14号)の議決についての説明を求めます。

○仲税務課長　それでは、議案第19号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算、第14号の議決についてのうち、税務課所管部分について、予算書と資料を用いて御説明させていただきます。

まず、補正予算書の3ページの最上段を御覧ください。

1款市税、補正額の額18億7,370万円に対して、4,818万9,000円の増額補正を行い、予算現額を19億2,188万9,000円とするものであります。

今回、市税の補正につきましては、令和4年12月末の各税の調定及び収入状況等を基に年度末の収入見込みを精査し、所要の補正を行うものであります。

詳細につきましては、委員会資料で御説明させていただきます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

この表は、今回の市税の補正内容について取りまとめた表であります。

左から補正を行いたいと考える予算科目、予算現額、今回補正額、最終収入見込額、補正の主な理由を記載しております。

御覧のとおり、補正は全て現年課税分でありまして、軽自動車税種別割を除く全ての税目において増額としております。

基本的には先ほど述べましたとおり、12月末の収納実績から最終収入額を見積もって、その額と予算現額との差額を補正計上しております。

税目ごとの補正理由につきましては、右の欄に記載のとおりであります。主なものについて簡単に説明させていただきます。

市民税、個人並びに法人の現年課税分につきましては、それぞれ731万6,000円、2,055万3,000円の補正を計上しております。

特に法人市民税につきましては、事業所収入の減少や事業所数の減少など、コロナウイルス感染症による影響が行動制限の緩和等により当初予想した見込みより少なかったため、最終的な税収見込みとの差が大きくなり、最も大幅な補正増となりました。

次に、固定資産税現年課税分1,324万2,000円の増額につきましては、主にコロナ禍による事業悪化等の影響に伴う償却資産の減少が当初見込みを下回った、家屋の減失についても、当初の見込みを若干下回ったこと等が主な要因であります。

次に、軽自動車税環境性能割現年課税分152万6,000円の増額につきましては、新車登録台数の増加に伴う収納見込額の増加によるものであります。

次に、たばこ税現年課税分397万円の増額につきましては、販売本数の減少が見込みより少なかったことによる増額であります。

最下段の都市計画税現年課税分158万2,000円の増額につきましては、課税対象が土地家屋であることから、固定資産税と同様に家屋の減失見込みが当初の見込みを下回ったことによる増額補正でございます。

以上、市税合計で4,818万9,000円の補正増を計上させていただきました。

次に、委員会資料の3ページのほうを御覧ください。

今回の補正のため、市税の年度末の収入見込みを精査するために参考とした令和4年12月末の市税収納実績表であります。

内容につきましては、記載のとおり、各税目の12月末現在の調定額、収入済額、収納率等を示した表であります。

御覧のとおり、各税の12月末時点での収納率は、現年度分の好調が影響し、市税全体で昨年度同時期を0.2ポイント上回っております。この表につきましては、後ほど御参照いただきたいと思いますと思っております。

以上、一般会計補正予算のうち、税務課に係る補正予算説明でございます。よろ

しく審議をお願いします。

○濱中副委員長 補正予算の説明が終わりました。

御質問ございましたらよろしくをお願いします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 そうしましたら、議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決について御説明をお願いします。

○仲税務課長 それでは引き続き、議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計当初予算の議決についてのうち、税務課所管部分につきまして、予算書等に基づき御説明させていただきます。

当初予算書の3ページを御覧ください。

一般会計歳入、1款市税合計額18億5,792万8,000円であります。詳細につきましては例年どおり、委員会資料を用いて説明させていただきます。

税務課委員会資料の2ページを御覧ください。

この表は、税目ごとに令和5年度と令和4年度の当初予算ベースで比較した表でございます。

最下段の総計欄のほうを御覧ください。令和5年度の市税合計予算額は18億5,792万8,000円で、令和4年度当初予算額と比較して1,577万2,000円、率にしますと、約0.84%の減少を見込みました。

令和5年度当初予算につきましては、令和4年度分の直近の課税状況を基に税目ごとに人口減、経済状況、制度改正、コロナ禍の影響による経年変化、収納率の状況等を加味した上で積算しております。

主な内容といたしましては、記載のとおり、現年課税分の当初予算比較においては、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税で増加、個人市民税とたばこ税で減少を見込んでおります。

それでは、各税目の積算方法について、概要を御説明いたします。

まず、1項市民税、1目個人、1節現年課税分を御覧ください。

前年度当初予算と比較して2,360万7,000円、率にして約3.5%の減少を見込んでおります。減少の主な理由といたしましては、課税人口の減少に伴い均等割、所得割がともに減少、さらにコロナ禍の影響として経年変化率が若干減少、また、特殊要因といたしまして、令和4年度内に実績のあった住宅借入金等特別控除などの増加により、所得割の減少を見込んだためであります。

次に、下段の2節個人市民税の滞納繰越分につきましては、昨年度と比べ1万2,

000円の減少となっております。これは、調書による令和3年度までの滞納分の減少額が新たに発生する令和4年度賦課分における新規滞納見込額を若干上回る見込みとなったためであります。

次に、2目法人現年度課税分ですが、昨年度比577万1,000円、約5.22%の増加見込みであります。これは、法人全体の収入減少や事業所数の減少により均等割調定額の減少が見込まれるものの、聞き取り調査に基づく主要事業所においては、減収見込み率が昨年度より緩和したことなどが主な要因となり、令和4年度決算見込みに基づく全体の法人税割調定見込額が前年度当初予算作成時より上昇したため、結果的に全体の法人市民税調定見込額は昨年度より5.22%の上昇となりました。

法人市民税につきましては、一見増加しているようには見えるわけなんですけど、あくまで昨年度当初予算との比較であるためであり、ちなみに今回の予算額を令和3年度の決算額と比較いたしますと、約23.5%減少率ということになりまして、法人市民税全体自体は減少傾向には変わらないということを申し添えたいと思っております。

次に、2節法人の滞納繰越分につきましては、昨年度比マイナス2,000円の減少を計上しておりますが、令和3年度においてコロナ禍に係る徴収猶予制度が終了しており、例年法人市民税につきましては滞納繰越がほとんど発生しないため、昨年度に近い額1万4,600円の計上としております。

次に、2項1目固定資産税、1節現年課税分を御覧ください。

前年度当初予算と比較して807万4,000円、約1.07%の増加見込みでございます。

増加の理由といたしましては、土地評価額が約2.7%低下する中で、家屋課税分は減失による減少を新增築による増加が若干上回ったことによる2.98%の増加、さらに償却資産分は、令和3年度の大型事業所施設解体終了後増加に転じましたが、新設による1.98%の増加が見込まれ、全体として約1.07%の増加となりました。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、本市内に所在する国や地方公共団体などの施設に係る固定資産税相当額を交付金として受領するものでありますけれども、御覧のように地価下落等を反映し17万5,000円の減額となりました。

3項軽自動車税につきましては、1目環境性能割、2目種別割ともに昨年度を上

回り、軽自動車税全体で昨年度比 1 3 9 万 1 , 0 0 0 円、約 2 . 2 % の増額となっております。

これは全体の台数は減少しておりますが、環境性能割、新規台数の増加に加え、新税率区分の影響による増加額が台数減少に伴う減少額を上回ったことによるものであります。

次に、4 項 1 目市たばこ税を御覧ください。

市たばこ税につきましては、昨年度比 7 8 2 万 7 , 0 0 0 円の減少を見込んでおります。

これは実績による本数の減少見込みに加え、人口減による経年率を掛けた結果、マイナス 5 . 3 5 %、7 8 2 万 7 , 0 0 0 円の減少となったものでございます。

次に、5 項 1 目都市計画税、1 節現年課税分は 6 2 万 5 , 0 0 0 円、約 0 . 5 5 % の増加を見込みました。

主な理由につきましては、都市計画税につきましては、土地、家屋を課税対象としておるため、地価下落の影響はあるものの固定資産税と同様に家屋の減失による減少に対し、新增築による増加が若干上回ったため微増ということになりました。

歳入のうち、1 款市税についての説明は以上であります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、2 5 ページの下段の表を御覧ください。

1 3 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目 1 節総務手数料のうち、税務課分につきましては、説明欄の上から 5 番目の税務証明手数料 4 8 万 9 , 0 0 0 円で、これは税務関連の各種証明書発行手数料であります。

次に、予算書 3 0、3 1 ページの最下段を御覧ください。

1 5 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、2 節徴税费委託金 2 , 3 1 3 万円は、個人県民税徴収取扱交付金で、県民税の徴収事務経費に係る県からの交付金であります。

次に、3 4、3 5 ページの最下段の表を御覧ください。

2 0 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目 1 節延滞金 3 4 0 万円は、昨年度と同様で市税の延滞金でございます。

次に、予算書 3 6、3 7 ページの下段の表の 1 行目を御覧ください。

5 項 1 目雑入、1 節滞納処分費 2 2 万 2 , 0 0 0 円は、滞納処分を行うとき必要とされる各種手数料などの費用に対する納税義務者からの費用弁償による収入を想定して計上しております。

2 節総務費雑入のうち、税務課に係るものは、備考欄上から 8 段目のコピー使用

料 2,000 円、その下の納付書等共同印刷負担金 181 万 1,000 円であります。

コピー使用料 2,000 円は、窓口による現況図等のコピーサービスに対する使用料、納付書など共同印刷負担金は、納付書の印刷費用のうち、国保特別会計、後期高齢者医療特別会計からの応分の負担金であります。

続きまして、歳出予算のほうを説明させていただきます。

予算書 72 ページの最下段を御覧ください。

72 ページ最下段の 2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費のうち、人件費を除く税務課に係る歳出につきましては、次ページ、75 ページ説明欄の中段になります、賦課事務費としての 3,343 万 5,000 円であります。これは市税の賦課業務関連の事務経費で、前年度と比べ 990 万 2,000 円減少しております。

内訳の主なものについて説明いたします。右側の説明欄を御覧ください。

8 節旅費 4,000 円は、名古屋での研修を兼ねた研修会参加のための普通旅費です。

10 節需用費 287 万 1,000 円は、業務関連の図書購入を含む消耗品並びに印刷製本費であります。

11 節役務費 230 万 4,000 円は、納税通知書等の郵送費用及び税務署を通じて支払う年末調整関係書類同封作業手数料であります。

次の 12 節委託料 1,652 万 3,000 円は、賦課業務関連で、ほとんどが例年必要な業務委託料ではございますが、昨年度比 1,090 万 3,000 円の減少となっております。

これは昨年度実施した地方税共通納税システム、eLTAx の対象税目拡大に伴うシステム改修業務委託 1,207 万 8,000 円が終了し、令和 5 年度実施を予定しております森林環境税創設並びに特別徴収税額通知の電子化対応などの税制改正に伴うシステム改修費 458 万 7,000 円と相殺した 749 万 1,000 円の減少が主な要因でございます。

続きまして、13 節使用料及び賃借料 242 万 5,000 円の主なものといたしましては、地方税電子申告審査システムなど ASP サービス利用料が 223 万 7,000 円で、いわゆる eLTAx 電子申告等に係る地方税共同機構へ支払う利用料でございます。

次の負担金、補助及び交付金 130 万 8,000 円につきましては、記載のとおり業務関連で、必要な関係団体への分担金、会費並びに負担金で、昨年度と比べ 34 万 9,000 円の増額であります。

その理由といたしましては、地方税共同機構システム事業費等負担金が軽自動車税納付確認システム開始により増加したことに加え、軽自動車の台数増に伴う環境性能割徴収取扱費負担金の増加が主な要因であります。

最後に、22節償還金、利子及び割引料800万円につきましては、市税の過年度還付金及び還付加算金で、昨年度と同額を計上いたしました。

賦課事務費については、以上でございます。

続きまして、2目賦課徴収費であります。

76、77ページの上段の表、中ほどを御覧ください。

徴収事務経費577万3,000円は、市税の徴収業務に係る事務経費であります。

77ページ、説明欄を御覧ください。

1節報酬2万円は、固定資産税評価審査委員3名分の報酬であります。

8節旅費4万1,000円は、主に県外徴収に係る普通旅費であります。

10節需用費92万7,000円につきましては、納付書封筒等に係る印刷・製本費が主なものであります。

次に、11節役務費207万円につきましては、督促状、催告状などの郵送経費が主なもので、ほか御覧のとおり、不動産鑑定手数料以下徴収業務に係る各種手数料を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金271万5,000円の主なものといたしましては、説明欄下から3段目、三重地方税管理回収機構への負担金268万円であります。

徴収事務経費の説明につきましては、以上でございます。

最後に、主要施策の予算概要19ページを通知いたします。

税務行政の推進といたしまして、事業の目的である安定的な行財政運営を図るため、適正な賦課と公平な税負担による自主財源の確保に努めること。そして、事業内容欄につきましては、主な事業予算について列記しております。これらの内容につきましては、先ほどからの説明と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。後ほど御参照のほうをお願い申し上げます。

令和5年度一般会計当初予算の説明は以上であります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○濱中副委員長 質問を受ける前に、資料の読み上げの中で、法人の滞納繰越分の数字を1万4,600円と読まれておりますので、そこを訂正していただけます

か。

○仲税務課長 大変申し訳ありません。14万6,000円の間違いでございました。訂正させていただきたいと思っております。

○濱中副委員長 以上で説明が終わりました。

御質問のある方、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 そうしましたら、税務課の説明を終了いたします。ここで10分間の休憩を取ります。再開11時15分といたします。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時15分)

○濱中副委員長 休憩前に引き続き、市民サービス課の説明を求めます。

まず、議案第10号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についての説明を求めます。

○湯浅市民サービス課長 おはようございます。市民サービス課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第10号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてにつきまして御説明申し上げます。

条例一部改正案の新旧対照表53ページを御覧ください。

出産育児一時金の支給額につきまして、現状は保険者として規定しております40万8,000円と産科医療補償制度の加算分1万2,000円の合計42万円を支給総額の上限としております。このたび出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされました。新旧対照表にありますとおり、出産育児一時金を40万8,000円から48万8,000円に8万円引上げ、産科医療補償制度の加算分1万2,000円を加え、総支給額の上限を50万円とするよう保険者として規定する改正でございます。

議案第10号についての説明は以上でございます。

○濱中副委員長 条例の一部改正についての説明をいただきました。

御質問ございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長　　そうしましたら、議案第19号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第14号）の議決についての説明を求めます。

○湯浅市民サービス課長　　続きまして、議案第19号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第14号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

令和4年度一般会計補正予算書（第14号）及び予算説明書の14ページ、15ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正額1,364万2,000円を減額し、8億7,231万9,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金の国保基盤安定負担金の110万円の増額は額確定に伴う増額でございます。

次ページを御覧ください。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、補正額114万1,000円を増額し、3億7,239万円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金の国保基盤安定負担金の772万2,000円の増額と後期高齢者基盤安定負担金450万2,000円の減額で、どちらも額確定に伴う減額でございます。

20ページ、21ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入は、補正額516万8,000円を減額し、2億104万8,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、4節衛生費雑入の折橋墓地移転事業に伴う補償金701万9,000円の減額で、新墓地造成工事に係る前払い金の確定及び自然環境調査業務等の事業費確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

22ページ、23ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティーセンター費は、補正額173万5,000円を減額し、2,979万5,000円とするものでございます。

集落支援員事業の報償費173万5,000円の減額は、梶賀地区の集落支援員の欠員に伴うもので、支援員の任用について昨年度から区長と協議させていただいておりましたが、当面の任用の予定はないとの意向を確認しております。

続きまして、次ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、8 目後期高齢者医療費は、補正額 7 0 1 万 6 , 0 0 0 円を減額し、4 億 3 , 7 5 6 万円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、後期高齢者医療事業負担金 1 5 万 1 , 0 0 0 円の減額で、三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金の変更に伴うものでございます。

続きまして、3 0 ページ、3 1 ページを御覧ください。

4 款衛生費、3 項環境衛生費、5 目墓地管理費は、7 0 1 万 4 , 0 0 0 円を減額し、9 , 7 2 6 万 3 , 0 0 0 円とするものでございます。

委託料 1 0 9 万 4 , 0 0 0 円、工事請負費 5 9 2 万円の減額は、自然環境調査業務委託料の事業費確定及び新墓地造成工事の前払い金の確定に伴うものでございます。

議案第 1 9 号についての説明は以上でございます。

続いて行っていいですか。

○濱中副委員長 続けましょうか、補正へ行ってください。

○湯浅市民サービス課長 議案第 2 0 号、令和 4 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決についてにつきまして御説明申し上げます。

予算書の 4 9 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 , 1 4 8 万 3 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 億 5 , 4 0 8 万 1 , 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、補正の内容について御説明申し上げます。

5 6 ページ、5 7 ページを御覧ください。

歳入でございます。

第 1 款国民健康保険税については、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 税務課です。よろしくお願いたします。

まずそれでは、国保税の補正内容につきまして、補正予算書等に基づき説明いたします。

補正予算書の 5 6、5 7 ページ上段の表の計の欄を御覧ください。

1 款 1 項国民健康保険税は、補正前の額 3 億 2 , 1 4 2 万 7 , 0 0 0 円に対し、3 , 3 8 0 万 5 , 0 0 0 円の補正増を行い、予算現額を 3 億 5 , 5 2 3 万 2 , 0 0 0 円とするもので、令和 4 年 1 2 月末の国民健康保険税の調定収入状況を基に年度末の最終収入見込額を精査した結果、所要の補正を行うものであります。

税務課の委員会資料4ページを御覧ください。

1目一般国民健康保険税の各節ごとに、予算現額、補正額、最終収入見込額をまとめた表でございます。右端の補正の主な理由欄と小計欄を御覧ください。

最終収入見込額の精査により、現年度課税分は全ての節で当初見込みより増加、滞納繰越分は逆に全ての節で減少を見込み、差引き3,380万5,000円の増加を計上いたしました。

税務課委員会資料の6ページを御覧ください。

今回、最終見込みを基礎といたしました令和4年12月末現在の国民健康保険税の収納実績表でございます。これに関しましては、後ほど御参照いただきたいと考えております。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長　それでは、補正予算書にお戻りいただき、56ページ、57ページを御覧ください。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、補正額1,900万6,000円を増額し、15億6,041万3,000円とするものでございます。

普通交付金1,935万2,000円の増額は、保険給付額が想定を上回ったことにより増額するものでございます。

特別交付金34万6,000円の減額は、額確定に伴う減額でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、補正額7,000円を追加し8,000円とするもので、国保財政調整基金の運用収入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、補正額1,176万3,000円を追加し、1億2,260万2,000円とするもので、額確定に伴う増額でございます。

続きまして、6款諸収入、2項雑入、1目一般分第三者納付金は、補正額309万8,000円を減額し、10万2,000円とするものでございます。

第三者行為件数が当初見込みより少ないため、今年度見込みに数値を修正したことによる減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

補正予算書の60ページ、61ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等は、補正額1,625万4,000円を増額し、13億248万2,000円とするものでございます。

一般被保険者療養給付費の支出見込みが当初の想定より多くなったことによる増

額でございます。

5 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目疾病予防費は、補正額 2 2 3 万 6, 0 0 0 円を減額し、4 3 9 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

業務委託料の減額で主なものといたしましては、レセプト点検業務委託料の入札差金 1 5 2 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金は、補正額 4, 7 4 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、6, 1 2 2 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

今補正での歳入歳出差引き分 4, 7 4 5 万 7, 0 0 0 円及び基金運用分の 8, 0 0 0 円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

市民サービス課委員会の資料の資料 4 を御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立金が 4, 7 4 6 万 5, 0 0 0 円となり、国保財政調整基金の令和 4 年度末残高は、2 億 4, 9 1 4 万 9, 0 0 0 円となる見込みでございます。

議案第 2 0 号についての説明は以上でございます。

○濱中副委員長 続いて、2 1 号、行ってください。

○湯浅市民サービス課長 議案第 2 1 号、令和 4 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の 6 3 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 6 6 9 万 8, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 1, 0 6 3 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、補正の内容について御説明申し上げます。

補正予算書の 7 0 ページ、7 1 ページを御覧ください。

歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 7 0 ページ上段の表、1 款 1 項後期高齢者医療保険料の計の欄を御覧ください。

補正前の 2 億 2, 5 5 5 万 6, 0 0 0 円に対し、2 8 8 万 4, 0 0 0 円を減額補正し、予算現額を 2 億 2, 2 6 7 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

これは令和 4 年 1 2 月末の後期高齢者医療保険料の調定及び収入状況を基に年度末の最終収入見込みを精査した上での所要の補正を行うものであります。

税務課委員会資料の 7 ページを御覧ください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収、1 節現年課税分は 7 9 2 万 1, 0 0 0 円の減額、2 目普通徴収、1 節現年課税分は 5 0 3 万 7, 0 0 0 円の増額補正を行い、後期高齢者医療保険料全体で 2 8 8 万 4, 0 0 0 円の減額とするものであります。

補正の主な理由は、理由欄に記載のとおり、1 2 月末の調定及びこれまでの収入状況を基に最終収入見込みを精査した結果であります。特別徴収が減少し、普通徴収が増加した理由といたしましては、団塊の世代の方、昭和 2 2 年から 2 5 年生まれの一部が後期高齢者となったことにより、一時的に普通徴収にて納付される方の割合の増加が見込まれるためでございます。

税務課委員会資料 9 ページを御覧ください。

今回最終見込みの基礎としました令和 4 年 1 2 月末現在の後期高齢者医療保険料の収納実績表であります。これにつきましては、後ほど御参照いただきたいと思います。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長 補正予算書にお戻りいただいて、7 0 ページ、7 1 ページを御覧ください。

2 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰越金は、補正額 6 8 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、4 億 3, 4 7 9 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金額の変更等に伴う一般会計からの繰入額の減額でございます。

4 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入は、補正額 4, 6 4 4 万 7, 0 0 0 円を増額するもので、三重県後期高齢者医療広域連合からの療養給付費市町負担金の前年度精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

2 款広域連合負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合負担金は、補正額 9 7 4 万 9, 0 0 0 円を減額し、6 億 5, 2 9 8 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

負担金、補助及び交付金の 9 7 4 万 9, 0 0 0 円の減額は、三重県後期高齢者医療広域連合に対する市負担金の額の変更によるものでございます。

主なものといたしまして、保険料等負担金 2 8 8 万 4, 0 0 0 円の減額、保険基盤安定負担金 6 0 0 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。

続きまして、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正額4,644万7,000円を増額し、4,663万5,000円とするものでございます。歳入、4款諸収入、3項雑入、1目雑入で補正いたします三重県後期高齢者医療広域連合からの療養給付費市町負担金前年度精算金の一般会計の返還金でございます。

議案第21号についての説明は以上でございます。

○濱中副委員長 説明を終了いたしました。

御質問のある方は挙手をお願いいたします。

補正予算について、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 そうしましたら、一般会計の説明になりますとかなりの長さになるので、どうしましょう、昼休みをちょっと早めに取りらせていただいでよろしいですか。再開を1時とさせていただきます。ここで暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時34分)

(再開 午後 0時59分)

○濱中副委員長 休憩前に引き続き行政常任委員会を再開いたします。

市民サービス課の議案第14号、令和5年年尾鷲市一般会計予算の説明をいただきます。

○湯浅市民サービス課長 午前中に引き続きまして、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

令和5年度一般会計予算書及び予算説明書の20ページ、21ページを御覧ください。

歳入でございます。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金は本年度予算額140万円で、前年度に対しまして20万円の減少でございます。

次ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料、105万7,000円のうち、市民サービス課に係るものといましては、コミュニティーセンター使用料22万5,000円、行政財産使用料3,000円ござ

います。

コミュニティーセンター使用料は、借り受けて使用させていただいております三木浦、大曾根コミュニティーセンターを除く11地区のコミュニティーセンターの施設使用料でございます。

行政財産使用料につきましては、電柱敷地等の使用料でございます。

続きまして、3目衛生使用料、2節環境衛生使用料281万2,000円の内訳といたしましては、斎場使用料256万4,000円、墓園永代使用料22万5,000円、行政財産使用料2万3,000円でございます。

次ページを御覧ください。

2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料728万9,000円のうち、市民サービス課に係る主なものといたしましては、戸籍手数料447万3,000円、住民票手数料130万7,000円、証明関係手数料97万4,000円でございます。

2目衛生手数料、3節畜犬関係手数料48万円の内訳は、畜犬登録手数料15万円、予防注射接種手数料33万円でございます。

次ページを御覧ください。

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度予算額8億7,581万6,000円のうち、市民サービス課に係るものといたしましては、1節社会福祉費負担金のうち、国保基盤安定負担金1,822万5,000円でございます。国保財政の安定化を図ることを目的に、政令により義務化されている一般会計から国保会計の財政負担に対する国庫負担金でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度予算額1,292万1,000円のうち、市民サービス課に係るものといたしまして、1節総務費補助金のうち、個人番号カード交付事務費補助金756万2,000円、空家対策総合支援事業補助金242万5,000円でございます。

次ページを御覧ください。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度予算額24万2,000円は、自衛官募集事務交付金3万4,000円、中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金20万8,000円でございます。

続きまして、2目民生費委託金、本年度予算額363万円のうち、市民サービス課に係るものといたしまして、1節社会福祉費委託金の基礎年金事務費交付金340万4,000円、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金13万5,

000円でございます。

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、本年度予算額3億6,669万1,000円のうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金のうち、国保基盤安定負担金6,214万4,000円で、これは、政令により義務化されている一般会計から国保会計への保険税軽減相当額の繰入金に対する県負担金でございます。

次に、後期高齢者基盤安定負担金7,533万6,000円でございます。これは、後期高齢者医療制度加入者の保険税軽減分に対する県負担金でございます。

次ページを御覧ください。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度予算額3,632万9,000円のうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、1節総務管理費委託金の人権啓発活動事業委託金10万円でございます。

36ページ、37ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、本年度予算額2億1,932万3,000円のうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、2節総務費雑入のうち、上から10項目めですけれども、尾鷲市自治連合会コピー使用料1万円、13項目めのコピー使用料3万6,000円でございます。

次ページを御覧ください。

4節衛生費雑入のうち、折橋墓地移転事業に伴う補償金1億7,770万1,000円、巡回狂犬病予防接種料57万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

60ページ、61ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目交通安全対策費は、本年度予算額345万1,000円、前年度予算額に対しまして1,000円の増加でございます。

財源内訳の特定財源43万8,000円につきましては、交通安全対策基金繰入金でございます。

交通安全啓発事業43万8,000円のうち、主なものとしたしましては、次ページを御覧ください。尾鷲市交通安全対策協議会負担金の22万円でございます。

続きまして、交通安全施設整備事業301万3,000円のうち、主なものとしたしましては、需用費の修繕料100万円がカーブミラー及びガードレール等の管理費に当たる修繕料で、工事請負費199万7,000円が車道外測線引き直し等に係る工事請負費でございます。

続きまして、7目センター費は、本年度予算額4,166万4,000円、前年度予算額に対しまして91万8,000円の増加でございます。市民サービス課に係るものといたしましては、一般事務経費の33万6,000円でございます。

次ページを御覧ください。

9目生活相談費は、本年度予算額1,377万8,000円、前年度予算額に対しまして1,254万2,000円の増加でございます。特定財源は、国庫支出金245万9,000円及びその他特定財源1万円でございます。

市民相談経費87万4,000円のうち、主なものといたしましては、報償費63万円が無料法律相談2名の弁護士料で、負担金、補助及び交付金20万円につきましては尾鷲市自治連合会への補助金でございます。

続きまして、空家等対策事業でございます。事業費といたしましては、1,290万4,000円で、特定空家等の除却に係る工事請負費1,234万2,000円が主なものとなっております。

事業の内容につきましては、係長より御説明申し上げます。

○塩崎市民サービス課係長 それでは、主要施策の予算概要16ページを御覧ください。

空家等対策事業につきましては、空き家及び空き地が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう所有者自らの責任において適正な管理に努め、特定空家等の発生の予防を図ることにより、市民が安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とするものでございます。

事業内容といたしましては、空き家及び空き地の所有者及び管理者に自らの責任において適切な管理を努める必要性を認識してもらうことにより、管理不全状態の空き家等の減少を図ってまいります。また、令和4年度に特定空家に認定した物件について、速やかに略式代執行による除却の手続きを進めてまいりたいと考えております。

予算の主なものといたしましては、特定空家の判定を行うための空家等実態調査委託料8万円及び特定空家の除却に係る工事請負費1,234万2,000円が主なものとなっております。全体事業費が1,290万4,000円、うち特定財源は国庫支出金、空家対策総合支援事業補助金242万5,000円となっております。

以上が、空家等対策事業の予算概要でございます。

○湯浅市民サービス課長 それでは、予算書にお戻りいただいて、66ページ、67ページを御覧ください。

11目人権啓発推進費は、本年度予算額57万1,000円、前年度予算額に対しまして10万1,000円の増加でございます。特定財源は、国県支出金10万円でございます。

費用の主なものとしたしましては、県の委託事業として実施する人権の花運動等に係る消耗品費15万円のほか、熊野人権擁護委員協議会負担金25万5,000円でございます。

次ページを御覧ください。

13目コミュニティーセンター費は、本年度予算額2,833万7,000円、前年度予算額に対しまして710万円の増加でございます。その他特定財源273万円は、コミュニティーセンターの使用料及びふるさと応援基金繰入金でございます。

コミュニティーセンター管理経費は2,132万3,000円で、主なものとしたしましては、需用費の光熱水費が681万7,000円、役務費は、各地区コミュニティーセンターの浄化槽保守点検等手数料が154万9,000円、次のページを御覧ください。委託料は、洋式トイレの整備を目的に、向井、三木浦、古江、賀田、梶賀コミュニティーセンターの5館のトイレ改修工事設計等業務委託料120万5,000円。工事請負費は、旧南輪内出張所の解体に係る工事請負費682万円でございます。

コミュニティーセンター活動経費159万4,000円の内容につきまして、主なものとしたしましては、報償費111万5,000円が講師謝礼等でございます。

集落支援員事業は542万円で、主なものとしたしましては、報償費が520万6,000円、久鬼、三木浦、三木里の3地区の支援員への報償費でございます。

次ページを御覧ください。

14目諸費は、本年度予算額1,251万7,000円、前年度予算額に対しまして336万8,000円の増額でございます。その他特定財源200万円は、ふるさと応援基金繰入金でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、集会場関係経費62万円は各所種集会場管理に係る経費でございます。

主なものとしたしましては、各集会場の修繕料が31万円、役務費の浄化槽保守点検等手数料28万2,000円でございます。

続きまして、防犯灯整備事業は1,051万5,000円で、主なものとしたしましては、需用費の光熱水費732万2,000円が防犯灯の電気料金でございます。

工事請負費200万円については、自治連合会や区長会等に御協力をいただき、

広域性を確保しつつ防犯上の観点から、危険であり防犯灯の設置を要すると判断される箇所の防犯灯を設置するものでございます。

詳細につきましては、担当係長より御説明申し上げます。

○塩崎市民サービス課係長 行政常任委員会資料の1ページを御覧ください。

それでは、資料1の防犯灯の整備につきまして御説明申し上げます。

まず、①の事業の概要でございますが、これまで各家庭の照明により一定程度の量が確保されていた箇所が、近年空き家等の増加に伴い十分な光量が確保できないといった課題が生じてきております。このような課題が懸念される中、防犯灯の設置は地域に応じた多様なニーズがあり、行政の定める画一的な基準だけでは設置の判断には限界があるため、尾鷲市防犯灯新設及び移管に関する要綱の設置基準を一定程度遵守しつつ、防犯上の観点から当該基準によらない防犯灯の整備が必要となってきました。このため、昨年に自治会連合会及び区長会等の構成組織73団体に御協力をいただき、各地区で公益性を確保した上で、3から5か所の防犯灯の設置箇所の要望調査を実施したところ、全体で57基の新設要望があり、自治会長等と現場立会いを行った結果、当該基数の防犯灯の設置を要すると判断したところでございます。

表1には、今回要望調査を行いました団体数と要望基数の一覧を掲載しております。73団体に調査を御協力いただき、要望基数といたしましては57基となっております。

次に、工事の概要についてですが、工事内容といたしましては、LED防犯灯設置工事として、要望基数57基のうち、令和5年度に27基を設置しようとするもので、予算額200万円を計上しております。

なお、令和5年度に設置できなかった残りの30基につきましては、令和6年度以降の設置を予定しております。また、令和5年度の設置に関しましては、一定の団体に防犯灯の設置が偏ることがないように、各団体における設置普及率の均等化を図るよう調整して設置してまいりたいと考えております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○湯浅市民サービス課係長 それでは、予算書にお戻りいただいて、76ページ、77ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、本年度予算額6,647万8,000円、前年度予算額に対しまして653万7,000円の増加でございます。

財源内訳といたしましては、国県支出金 7 5 7 万 6 , 0 0 0 円、その他特定財源 6 8 3 万 6 , 0 0 0 円でございます。

次ページを御覧ください。

市民サービス課に係るものとして、戸籍住民基本台帳経費 1 , 2 7 4 万 1 , 0 0 0 円で、主なものとして、戸籍電算システム機器の保守及び稼働維持をサポートするための戸籍システム保守業務委託料 5 3 8 万 4 , 0 0 0 円、戸籍システムの借上料 4 4 2 万 2 , 0 0 0 円でございます。

続きまして、個人番号カード交付事業 3 1 4 万 4 , 0 0 0 円は、個人番号カード発行等に係る経費でございます。主なものは、マイナンバーカード交付等に使用する機器の借上料 1 7 1 万 9 , 0 0 0 円でございます。

続きまして、1 2 6 ページ、1 2 7 ページを御覧ください。

4 款衛生費、3 項環境衛生費、3 目環境衛生費は、本年度予算額 9 8 万円、前年度予算額に対しまして 6 万 7 , 0 0 0 円の減少であります。その他特定財源 7 4 万 3 , 0 0 0 円は、畜犬登録手数料、巡回狂犬病予防接種料等でございます。

環境保全対策事業費は 1 7 万 8 , 0 0 0 円で、主なものとして、猫避妊等手術費補助金 1 6 万 8 , 0 0 0 円で、飼い猫に対する補助金でございます。

続きまして、4 目斎場管理費は、本年度予算額 3 , 4 1 2 万 3 , 0 0 0 円、前年度予算額に対しまして 9 5 万 2 , 0 0 0 円の増加でございます。特定財源は地方債が斎場整備事業債で 1 , 6 5 0 万円、その他 2 5 6 万 4 , 0 0 0 円が斎場の使用料でございます。

斎場一般管理費は 1 , 6 2 2 万 6 , 0 0 0 円で、主なものとして、斎場指定管理料 1 , 6 2 1 万 7 , 0 0 0 円でございます。これは、令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの指定管理委託料の令和 5 年度分経費でございます。

斎場維持補修費は 1 , 7 8 9 万 7 , 0 0 0 円で、主なものとして、工事請負費 1 , 7 3 5 万 6 , 0 0 0 円でございます。令和 5 年度の工事は、炉のオーバーホールを予定しており、令和 4 年度に実施した 1 号炉の改修と同様、3 号炉の耐火レンガの積替えが主なものとなっております。

5 目墓地管理費は、本年度予算額 1 億 8 , 3 0 2 万 8 , 0 0 0 円、前年度予算額に対しまして 7 , 8 7 7 万 7 , 0 0 0 円の増加でございます。その他特定財源 1 億 7 , 7 7 0 万 1 , 0 0 0 円は、折橋墓地移転事業に伴う補償金でございます。

墓地管理費は 1 6 5 万 9 , 0 0 0 円で、次ページを御覧ください。主なものとして、墓地草刈り手数料 3 6 万 1 , 0 0 0 円、光ヶ丘墓地清掃委託料 5 1

万1,000円でございます。

続きまして、墓地移転事業は1億8,136万9,000円で、令和5年度事業といたしましては、新墓地の区画を決定するための区画抽せん会のほか、継続事業となりますけれども墓地造成工事、それから、国の指定天然記念物ヤマネに関する自然環境調査業務を実施してまいります。

詳細につきましては、資料にて御説明申し上げます。

行政常任委員会資料の2ページを御覧ください。

こちらの資料につきましては、折橋墓地移転関連予算の計上に伴い、墓地移転に係る造成工事等の墓地移転に関する各項目について、スケジュール及び事業費を示したものでございます。

まず、①の新墓地造成工事につきましては、予算額1億6,335万4,000円で、令和4年度からの継続事業として、令和6年2月末の完成に向けて引き続き実施するものでございます。

②の自然環境調査業務委託につきましては、予算額1,366万2,000円で、墓地造成地周辺に国の天然記念物であるヤマネの生息が確認されていることから、引き続き工事期間中に調査を実施するものでございます。

③の区画抽せん会実施支援業務委託は、新墓地造成工事後速やかに移転が可能となるように、工事の完成に先立ちまして小原野の新墓地に移転される方々の区画を決定するための抽せん会を行うものでございます。業務委託による実施を予定しており、予算額230万9,000円を計上しております。

④のトイレ等設計業務委託建築工事につきましては、設計に係る予算額として103万3,000円を計上しております。

墓地移転事業の事務負担及び県の保証金等の平準化を図ることを目的に、本体工事とは別に令和5年度に多目的トイレとあずまやの設計積算を行い、令和6年度に工事を実施する予定でございます。

続きまして、⑤の新墓地以外への移転に関しましては、永代供養や新墓地以外に移転される方を対象に既に昨年からは県と保証契約を順次行っており、令和5年度末までに新墓地以外へ移転される方、約200名の方の移転を完了する予定でございます。

一方で、⑥の新墓地への移転につきましては、造成工事完了後の令和5年度末から移転を開始し、令和7年度末までに移転を完了する予定でございます。

墓地移転事業に係る審議事項等に関しましては、今後とも引き続き折橋墓地の墓

石所有者の代表や有識者で構成される⑦の折橋墓地移転推進委員会で協議してまいりたいと考えております。

墓地移転事業に係るスケジュールについては以上でございますが、工事の概要につきまして、建設課より御説明申し上げます。

○塩津建設課長　それでは、工事の概要につきまして、建設課より説明申し上げます。

資料の3ページを御覧ください。

通知いたします。よろしいですか。

新墓地造成工事の債務負担行為設定額及び当初契約額、予算要求額でございます。

まず、表の上段につきまして、予算の全体額が当初2億371万6,000円で、そのうち令和4年度分が8,148万円、令和5年度に債務負担行為として1億2,223万6,000円を設定しております。

中段が当初契約額で、全体としては1億8,891万4,000円、うち令和4年度分が7,556万円、令和5年度分が1億1,335万4,000円であります。

下段の緑色の着色部分が令和5年度の予算要求額で、先ほど市民サービス課長が説明しましたとおり、1億6,335万4,000円としております。

資料の次ページを御覧ください。

主な増額項目でございます。

まず、①の土工につきましては、土質区分の変更に係るもので、919万4,000円の増額です。

②の擁壁工につきましては、亀裂発生に伴う位置及び延長の変更に係るもので、237万円の増額です。

③の防護柵工につきましては、土質区分の変更に伴い防護柵の建て込み方法を土中の建て込み方法からコンクリート基礎に変更するためのもので、335万7,000円の増額でございます。

④のスライド額につきましては、契約条項の第26条に基づき、賃金水準、物価等の上昇に対応するためのもので、現時点では額が確定しておりませんので、見込みとして一定額を計上しております。

次ページを御覧ください。

土地利用平面図でございます。さきの委員会にて説明しましたとおり、造成地の右上部分が擁壁の位置変更部分となります。

続きまして、次ページを御覧ください。

擁壁工の拡大平面図と横断面図となっております。擁壁工の横断面図中、こちらの青色1点鎖線が土質に応じた勾配線でございます。こちらのほう40度で設定しております。

擁壁の設置予定位置につきましては、宅地開発基準に基づき、この勾配線から擁壁の高さの0.4メートル以上の部分で1.5メートル以上を後退するようにし、各野垣に有害な影響を与えないよう配慮しております。

建設課の説明は以上でございます。

○湯浅市民サービス課長 ただいま議案第12号についての説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○濱中副委員長 以上で一般会計における説明が終わりました。

御質問のある方、挙手をお願いいたします。

○西川委員 サービス課長、ここ上水道に変えるって言っていましたよね。

○濱中副委員長 すみません、ページ数、教えてください。資料ですか。

○西川委員 ページ数は、資料というか今日出ていないんですけど。

○濱中副委員長 予算からまず言っただけですか。

○西川委員 いや、その予算を聞いたかったもので。工事金額を聞いたかったんですよ。

○濱中副委員長 ということは、墓地移転事業でよろしいですか。

○西川委員 墓地移転事業です。

○濱中副委員長 じゃ、129ページです。129ページで、墓地移転事業の工事請負費のところからだと思います。

○西川委員 いいですか。

○濱中副委員長 質問、続けてください。

○西川委員 これ、最初、僕一応これ上水道を提案しましたところいろいろすったもんだがあって、山から水を引くということになって、また今度は業者の御好意でということで上水道になりましたよね。じゃ、その金額って大体幾らぐらいの工事、同等額と言われておるんですけど、それは大体幾らぐらいでしょうか。

○塩津建設課長 すみません、業者様のほうが御好意でしていただく部分の金額については存じ上げません。この設計としては当初設計額と同金額で変わらずに見ております。ですので、幾らというのは、業者さんのほうの施工にかかった金額で今ちょっと手持ちで持っていませんので、金額のほうはちょっと分かりかねます。

○西川委員 その金額を知りたかったんですけど、設計の金額を。それはそれで

いいんですけど、それ墓地に引き込むだけの水ですよ。ほかにまた分岐するようなことは考えられていますか。

○湯浅市民サービス課長　あくまで、県の折橋墓地の機能をそっくりそのまま小原野ほうへ持っていくというための補償ですので、その他の用途は、墓地へ引きこむ水だけです。

○西川委員　そうしたら、主要施策のP16でちょっと一つお聞きしたいんですけど、空き家の件で。これは解体費用でこんなにも高額にいるんですか。

○塩津建設課長　一応こちら建設課のほうで公共単価を基に積算した金額でございます。建物としましては、木造の平屋建てと二階建てが混在した形の建物で、金額的にはこれぐらいが妥当ではないかなと。入札によって金額のほうは最終的には決まると思います。

○西川委員　これ1件の金額ですか、1案件の金額ですか。

○湯浅市民サービス課長　対象となっている空き家1件の金額です。

○西川委員　そういう手続とかの予算を含まずに、工事だけの純粋なお金が1,200万ですか。

○塩津建設課長　解体工事費です。

○西川委員　じゃ、これ、最初の手続からいったら、1件に対してとんでもない金額、かかるんですか。これだと次々進んでいかないかなというような気がするんですけど。

○濱中副委員長　手続含みの予算は出ますか。今、手続、どういったものが必要なのか。

○湯浅市民サービス課長　手続というのは特にお金はかからないので、純粋に工事費だけでこの値段、この予算額。

○西川委員　いや、土地の持ち主とか地権者とか調べるに経費、かかりませんか、かからない。ただ、危険空き家は取り壊すだけでもええわけ。もう一切経費というのはかからないということなんですね。

○湯浅市民サービス課長　調べたりするのは、僕らは業務の中で今執り行っているんで、人件費は相当かかっていると思いますけれども、こういうふうな形として出てくるお金としては、これは言ったら純粋な工事請負費として今回上げさせていただいた金額でございます。

○中村委員　今のなんですけど、これ平米数、必ず教えてほしいと思います。今回撤去される空き家の平米数、分かりますか。

- 湯浅市民サービス課長 実測面積が251.3平米でございます。
- 中村委員 それでは、墓地の沢水を汲む工事費、もともと幾らやったかだけ教えていただけますか。
- 塩津建設課長 個別の金額、今持っておりませんで、今回、もちろん水道で引く費用も市の設計としては変更しておりませんので、資料としては今手持ちにない状態でございます。
- 中村委員 すみせん委員長、これ後でもらっておいていただけますか、委員会として。
- 濱中副委員長 最初の積算ということで、出ますか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 濱中副委員長 そうしましたら、後ほどタブレットのほうにさせていただきますので。
他にございますか。
- 中里委員 5年度の予算書79ページで、個人番号カード交付事業なんですけれども、マイナンバーカード、こちらは今尾鷲市のほうではコンビニ交付の申請の方法というのは取られていますかね。
- 濱中副委員長 コンビニ交付について、発行ですか。
- 中里委員 取れるほう、交付できる、申請。
- 濱中副委員長 申請ですか。コンビニの申請ができるかという質問ですけども。
- 湯浅市民サービス課長 今、尾鷲市ではやっていないです。
- 中里委員 それは、導入されない理由は何かありますか。
- 湯浅市民サービス課長 マイナンバーカードを活用していろんなものが取れるようにという話ですか、それともマイナンバーカードをどうかしたいという話なのでしょうか。
- 中里委員 尾鷲市在住の方が移住しまして、尾鷲市の戸籍を持っている方がほかの市町でコンビニで申請できるシステムを導入されないのかという話ですね。
- 濱中副委員長 それだところじゃなくて、証明書発行のほうでよろしいですか。証明書発行のほうですね。マイナンバーカードの申請じゃないほう。
- 中里委員 マイナンバーカードも含めて。
- 濱中副委員長 全てのね。
- 湯浅市民サービス課長 マイナンバーカードを活用していろんな申請とかそう

いう便利なことを尾鷲市はやっているのかということに対してでよろしいですか。

今のところやっていないんですけど、今、庁内でDXとってそういうデジタル化を推進していこうよというものがつくられていまして、それを今検討している途中でございますので、今のところはやっていないんですけど、それは将来的に利用できるようにしていこうよというような、今、ものはつくられておりますので。

○中里委員　今のところ、じゃ早急に導入していくという形は考えていないということ。

○湯浅市民サービス課長　その中で十分検討して、今後尾鷲市がどのような方向に持っていくかというのを進めさせていただきたいなと思っています。

○中里委員　分かりました。

次に、主要施策の16ページ、空き家対策の事業なんですけれども、4年度の主要施策のほうに、3年度調査の結果、具体的な方向性の検討を実施していくと書いてあるんですが、今回5年度で、この段階で分かる進捗状況を教えていただきたいんですけども。特定空家になった数やどうしていくというのがもうちょっと分かるとありがたいんですけど。

○湯浅市民サービス課長　南さんの質疑のほうで、今のところ特定空家は、今後取る予定である1件であるという報告はさせていただいたんですけども、今後につきましては、そのときにもお答えさせていただきましたけれども、相当な業務量とか手間がかかりますので、我々としては1年に1件でも進められていけばいいかなとは考えておりますというふうにはお答えさせていただきました。

○中村委員　73ページの防犯灯の光熱費なんですけれども、これってすごい上がっていくと思うんですけども、各地区会が防犯灯の電気代も負担していますよね。これの比率とか、今後、昔につけられた防犯灯を全部LED化していくとかという予定というのはどうなっていますか。

○湯浅市民サービス課長　今上げさせていただいているのは、あくまで市が管理している防犯灯の電気代で、地区で例えば独自につけられたものとか、そういうものについてはこの中へは含まれておりませんので、あくまで市が取り付けた、市が管理している防犯灯について光熱水費で上げさせていただいているものです。

○濱中副委員長　LED化についての説明が今足りていけませんので、LED化、ここまでされましたのの説明を。

○塩崎市民サービス課係長　すみません、地区の防犯灯の数まではごめんなさい。今市のほうでは把握してなくて、今後そういった何か事業とかがあればちょっと

検討はしていかなあかなとは思っておるんですけども。

それと、あとLEDのほうは、既にもうLED化の事業を数年前にやっております、ほとんどがもうLEDというような状況になっています。

○濱中副委員長 他にございませんか。

○南委員 127ページの斎場維持補修費ということで、少し若干、炉の点検ということで1,730万円余りの予算が説明されたわけですけども、特に以前から濱中委員長がよく言われております仮設トイレの改修工事が懸案事項で、かなり前から、もう終わっています。

○濱中副委員長 今ちょっと質問途中ですけど、よろしいですか、今、説明いただければ。

○湯浅市民サービス課長 今やっている最中で、もうすぐ終わると思うんですけども、ちょっとお待たせしてすみません。

○南委員 いつ発注しました。そうですね。

○濱中副委員長 工事完了予定なども含めて。

○塩崎市民サービス課係長 1月ぐらいに入札手続、させてもらって、もう2月に工事、実施しています。3月中には完了する予定で進めております。

○南委員 懸案のあれができたということはありがたいんですけど、そうするとどういふ感じに入れるわけなの、旧の感じからいくと。

○濱中副委員長 以前、図面を頂いておるの、今これ資料で、タブレットのお知らせ、できませんか、出やんかな。一応予定図面は以前の委員会で示されておるんですけども、ちょっとかなり前やったので、委員会中に分かればまた後ほど示していただくということで、よろしくお願ひします。

他によろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 次に、そうしたら国保事業のほうに移らせていただきますので、お待ちくださいね。

では、議案第15号、令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決についての説明を求めます。

○湯浅市民サービス課長 それでは引き続きまして、議案第15号、令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の225ページを御覧ください。

今回の当初予算につきましては、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億8,559万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。

予算書234ページ、235ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長　それでは、令和5年度の国民健康保険税について御説明させていただきます。

予算書234、235ページの上段の表を御覧ください。

その表の最下段の計の欄を御覧ください。

1款1項国民健康保険税、本年度予算額3億2,103万6,000円、前年度予算額と比較して39万1,000円、約0.12%の減少見込みであります。

税務課委員会資料5ページを御覧ください。

通知します。

国保税の当初予算作成に当たりましては、令和4年度の国保税の調定状況を基本に、経年劣化変化による見込み、具体的には加入世帯数の減少等を加味して調定見込額を把握し、見込み収納率を乗じて積算しております。

資料の表1番右の昨年度との比較欄を御覧ください。

1目一般国民健康保険税、1節から3節までの現年課税分につきましては、医療給付費分、介護納付金分で、昨年度当初予算との比較でそれぞれ346万7,000円、96万7,000円の減少、一方、後期高齢者支援金分につきましては、高齢化の進行に伴い昨年度比497万1,000円の増加を見込んでおります。

減少の理由といたしましては、昨年度当初と比較して、課税世帯数で12世帯、対象人員で226人の減少が主な要因となっております。

下段、4節以降の滞納繰越分につきましては、令和5年度の収納見込みから各給付費分において全て減少としております。

なお、昨年度まで計上しておりました退職国民健康保険税につきましては、退職者国保制度については、既に平成27年度より制度廃止されており、遡及して追徴課税となる案件が発生する可能性がなくなったことから、令和4年度当初予算より現年課税分を計上しておりません。また、滞納繰越分につきましても、令和5年度以降の徴収見込みがなくなることから、今回より予算計上をしておりません。

国民健康保険税の説明については以上であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長　それでは、予算書にお戻りいただいて、234ページ、235ページを御覧ください。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目出産育児一時金臨時補助金は5万円で、令和5年度より出産育児一時金が1件当たり50万円に引き上げられることから、その財源として臨時補助金が1件当たり5,000円補助されるもので、10件分を計上しております。

3款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、本年度予算額15億3,184万9,000円で、前年度予算額に対しまして624万7,000円の増加でございます。

内訳といたしましては、普通交付金が14億9,535万4,000円、特別交付金が3,649万5,000円で、前年に比べ増加した理由につきましては、主に保険給付費の増加見込みに伴う普通交付金の増加でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、本年度予算額1億9,629万5,000円で、前年度予算額に対しまして374万4,000円の減少でございます。

内訳としましては、保険基盤安定繰入金1億675万6,000円は、低所得者の保険税軽減分などに対する一般会計からの繰入金で、負担割合については、国2分の1、それから県市が4分の1となっております。

次ページを御覧ください。

未就学児均等割保険税繰越金は40万5,000円で、令和4年度からの未就学児の国民健康保険税の均等割を2分の1とする保険税軽減制度に対する一般会計からの繰入金で、負担割合は、国2分の1、県市ともに4分の1でございます。

職員給与費等繰入金5,064万6,000円が、人件費や事務経費に対する繰入金、出産育児一時金等繰入金333万3,000円が、出産育児一時金に対する一般会計からの3分の2の繰入金となっております。

国保財政安定化支援事業繰入金3,515万5,000円は、被保険者の応能割、保険税負担能力が特に不足していることなど、保険者の責めに帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因に着目して限定的に認められている一般会計からの繰入金で、交付税による財政措置が講じられるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、本年度予算額3,183万4,000円で、前年度予算額に対しまして2,282万7,000円の増加でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 予算書236、237ページの上から4段目の表、諸収入を御覧ください。

7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、1節一般被保険者延滞金247万8,000円は、一般国民健康保険税の延滞金であります。

ちなみに、昨年度までは退職被保険者延滞金について計上しておりましたが、令和5年度より調定見込みがなくなったため計上しておりません。

説明を市民サービス課に戻します。

○湯浅市民サービス課長 続きまして、2項雑入、1目一般分第三者納付金は、本年度予算額200万円で、前年度予算額に対しまして120万円の減少、2目退職分第三者納付金は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

第三者納付金は、被保険者が交通事故など第三者の行為により負傷した場合の保険給付に対する返納金でございます。

3目一般分返納金は、本年度予算額5万円、4目退職分返納金は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

3目、4目の返納金は、いずれも被保険者の医療費返納金でございます。

5目雑入は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額4,636万3,000円で、前年度予算額に対しまして114万2,000円の減少でございます。

国保職員人件費3,700万8,000円につきましては、市民サービス課2名、税務課4名の合計6名分の人件費でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、国保一般管理費935万5,000円は、国民健康保険事業の資格給付等の事務的経費で、主なものとしましては、被保険者証郵送代、資格の有無の確認事務手数料など役務費が462万9,000円、総合住民情報システム等庁内システムの国保分利用負担金361万6,000

円でございます。

続きまして、2目連合会負担金は、本年度予算額93万1,000円で、前年度予算額に対しまして5万6,000円の減少でございます。

主なものといたしましては、連合会保健事業負担金35万9,000円、連合会一般負担金40万5,000円でございます。

次ページを御覧ください。

2項徴税費につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 予算書240ページ、中段の表を御覧ください。

1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、予算額307万4,000円、昨年度予算額と比較して327万9,000円の減であります。

まず、次ページ241ページの説明欄を御覧ください。

最上段、国保賦課費の合計は129万1,000円で、これは国民健康保険税の賦課に係る事務経費であります。

内訳を申し上げます。

需用費3万5,000円は、事務用消耗品費です。

役務費32万7,000円については、納税通知などに係る通信運搬費です。

使用料及び賃借料1万6,000円は、複合機使用料であります。

最後の負担金、補助及び交付金91万3,000円は、納付書共同印刷に係る一般会計に対する応分の負担金であります。

次に、その下の国保徴収費です。合計額が178万3,000円。こちらは国民健康保険税の徴収に係る事務経費であります。

内訳を申し上げます。

旅費3万8,000円は、昨年度と同額で、市外徴収に係る普通旅費であります。

需用費55万8,000円の主なものといたしましては、納付書等の印刷製本費41万3,000円であります。

次に、役務費が76万7,000円で、主なものといたしましては、督促状などの郵送料、通信運搬費50万5,000円です。

負担金、補助及び交付金42万円は、三重地方税管理回収機構に対する負担金であります。

徴税費の説明は以上です。

市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長 続きまして、3項運営協議会費、1目運営協議会費は、

本年度予算額 31万8,000円で、前年度と同額でございます。

主なものといたしましては、国保運営協議会委員の報酬 30万4,000円、委員の協議会及び研修会参加に係る報酬で、協議会開催は3回ほどを予定しております。

次ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等は、本年度予算額 12億8,543万4,000円で、前年度予算額に対しまして1,398万3,000円の増加でございます。

2目一般分療養費は、本年度予算額 988万3,000円で、前年度予算額に対しまして49万8,000円の減少でございます。

3目審査支払手数料は、本年度予算額 400万9,000円で、前年度予算額に対しまして9万8,000円の増加でございます。

主なものは、国保連合会に対する手数料で、レセプト内容点検等に対する診療報酬審査支払手数料 396万1,000円でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費の特定財源は全て普通交付金でございます。

また、歳出見込みにつきましては、県より示されている普通交付金の見込み算出資料などを基に積算しており、コロナ禍が落ち着いたことによる医療費の増加などにより、増加するものと見込まれております。

2項高額療養費、1目一般分高額療養費は、本年度予算額 2億198万6,000円で、前年度予算額に対しまして90万2,000円の増加でございます。

2目一般分高額介護合算療養費は、本年度予算額 10万円で、前年度と同額でございます。

2項高額療養費の特定財源は、全て普通交付金でございます。

続きまして、3項移送費、1目一般分移送費は、本年度予算額 1,000円で前年度と同額でございます。

続きまして、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、本年度予算額 500万円で、前年度予算額に対しまして80万円の増加でございます。

出産育児一時金として令和5年度より1件50万円、対象者10名分として算出しております。

次ページを御覧ください。

2目審査支払手数料は、本年度予算額 3,000円で、前年度と同額でございます。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費は、本年度予算額 200 万円で、前年度と同額でございます。これは 1 件 5 万円の対象者 40 名分を見込んでおります。

6 項傷病手当金、1 目傷病手当金は、本年度予算額 10 万円で、前年度と同額でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の傷病手当金につきましては、適用期間が令和 2 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間となっておりましたが、厚生労働省により財政支援の対象期間の再度の延長が示されたことに伴い、適用期間の終期につきましては、現在の令和 5 年 3 月 31 日から同年 5 月 7 日まで延長するため、尾鷲市国民健康保険規則の改正を行い、予算計上しております。

なお、5 月 8 日にコロナウイルス感染症 2021 が 5 類感染症に位置づけられることに伴い、その後の財政支援は終了されるとのことでございます。

また、三重県後期高齢者医療広域連合においては、同様の規則改正が行われると聞いております。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分は、本年度予算額 3 億 2,692 万 6,000 円で、前年度予算額に対しまして 138 万 7,000 円の増加でございます。一般被保険者の医療給付費分に係る納付金でございます。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援均等分は、本年度予算額 1 億 2,503 万 9,000 円で、前年度予算額に対しまして 854 万 8,000 円の増加でございます。

次ページを御覧ください。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分、本年度予算額 3,843 万 9,000 円で、前年度予算額に対しまして 57 万 3,000 円の減少でございます。

続きまして、4 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目共同事業拠出金は、本年度予算額 1,000 円で前年度と同額でございます。

続きまして、5 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目疾病予防費は、本年度予算額 1,162 万 5,000 円で、前年度の予算額に対しまして 499 万円、4,000 円の増加でございます。

続きまして、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費は、本年度予算額 2,243 万 1,000 円で、前年度予算額に対しまして 138 万 2,000 円の減少でございます。

特定健康診査等事業費 2,243万1,000円の主なものとしては、次ページを御覧ください。

委託料の2,152万5,000円が主なものでして、内訳につきましては、検診の委託料1,701万5,000円、特定健診受診率向上対策委託料451万円等でございます。

続きまして、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

市民サービス課委員会資料の資料4を御覧ください。

当初予算後の令和5年度末の国保財政調整基金の残高は、取崩し額が3,183万4,000円、積立額が1,000円となり、差引き3,183万3,000円の減少と見込んでおり、財政調整基金を取り崩す予算編成となっております。

予算書にお戻りいただき、248ページ、249ページを御覧ください。

7款公債費、1項公債費、1目利子は、本年度予算額13万2,000円で、前年度予算額と同額でございます。一時借入金が発生した場合の償還利子でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 248、249ページの最下段の表を御覧ください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金、22節償還金利子及び割引料180万円は、一般国民健康保険税の過誤納付還付金であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、次ページを御覧ください。

2項繰出金、1目一般会計繰出金は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

議案第15号についての説明は以上でございます。

○濱中副委員長 引き続き行きますか。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第16号、令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の257ページを御覧ください。

今回の当初予算につきましては、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ6億8,014万8,000円と定めております。

続きまして、歳入歳出の予算の内容について御説明申し上げます。

予算書の264ページ、265ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課より御説明を申し上げます。

○仲税務課長 264ページ最上段の表、1款後期高齢者医療保険料の計の欄を御覧ください。

本年度予算額2億2,542万3,000円、前年度予算額と比較して13万3,000円の減少であります。

税務課委員会資料の8ページを御覧ください。

これは、後期高齢者医療保険料の科目ごとの前年度比較表であります。

全体額の変化は少ないものの、1目特別徴収が減少し、2目普通徴収が増加しております。その理由といたしましては、国民健康保険や他の医療保険から後期高齢者医療保険への移行時において全ての新規加入者が一旦普通徴収となる関係から、令和5年度におきましては、昭和23年生まれ、いわゆる団塊の世代の75歳に到達する方が多く見込まれることから、このような状況を見込んでおります。

なお、後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合からの見込み資料を基に特別徴収、普通徴収に案分して予算計上しております。

後期高齢者医療保険料についての説明は以上であります。

市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、予算書の264ページ、265ページへお戻りください。

2款繰入金、1項繰入金、1目繰入金は、本年度予算額4億5,369万4,000円、前年度予算額に対しまして1,322万4,000円の増加でございます。

事務費繰入金は3億5,324万6,000円、保険基盤安定繰入金は1億44万8,000円でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、本年度予算額1,000円、前年度の予算額と同額でございます。

4款諸収入につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 4款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金3万円につきましては、後期高齢者医療保険料に係る延滞金収入であります。

次に、同じく2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金及び還付加算金10

0万円につきましては、過誤納付金等の還付に伴い、同額を広域連合から収入されるものであります。

以上です。

市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長　　続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額871万5,000円、前年度予算額に対しまして139万3,000円の増加でございます。

後期高齢職員人件費は563万3,000円で、職員1名分の人件費でございます。

後期高齢一般管理費308万2,000円の主なものといたしましては、一般会計に対して支払う後期会計分の総合住民情報システムの利用負担金293万円でございます。

2項徴収費につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長　　予算書266、267ページの下段の表を御覧ください。

1款総務費、2項1目徴収費170万7,000円は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費であります。

内訳を申し上げます。

267ページ説明欄を御覧ください。

10節需用費18万6,000円は、事務用消耗品費であります。

11節役務費59万9,000円の主なものは、保険料額決定通知書などの郵送料であります。

13節使用料及び賃借料2万2,000円は複合機使用料、18節負担金、補助及び交付金90万円につきましては、納付書共同印刷に係る一般会計に対する負担金であります。

徴収費については以上であります。

市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長　　では、次ページを御覧ください。

2款広域連合負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合負担金は、本年度予算額6億6,872万5,000円、前年度予算額に対しまして1,149万8,000円の増加でございます。

三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金で、主なものといたしましては、

保険料等負担金 2 億 2,545 万 3,000 円、保険基盤安定負担金 1 億 44 万 8,000 円、療養給付費負担金 3 億 2,126 万 4,000 円でございます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 268、269 ページの中段の表を御覧ください。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金及び還付加算金、2 2 節償還金利子及び割引料 100 万円は、保険料の過誤納付還付金であります。市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長 続きまして、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は、本年度予算額 1,000 円で、前年度と同額でございます。

議案第 16 号についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○濱中副委員長 議案第 15 号国民健康保険事業についての御質問、ある方いらっしゃいますか。

よろしいですか。

○仲委員 予算書の 247 ページ、249 ページにわたるんですけど、まず、疾病予防費の中で委託料、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託料 143 万円、これと次のページの特定健診受診率向上対策委託料、これちょっと御説明を願いたいんですけど。

○古戸市民サービス課長補佐兼係長 それでは、一体化における委託料について説明させていただきます。

この事業につきましては、国のほうで事業をしていかなきゃいけないということを決められておりました、6 年度からは全国が一斉にしなければならないと決められた事業でございます。使った事業に関する予算は特別交付金で繰上げでもらわれる事業で、令和 5 年度からは、国民健康保険、後期高齢、介護保険の場においてスムーズに、国保の加入者が後期に移ったときに医療費を削減するため、少しでも認知症予防とかそこら辺のことの事業をするための事業費でございます。

それにつきまして、事業の中身としましては、高齢者等、前期高齢の方、後期高齢の方の通いの場を設定いたしまして、そこで認知症予防の基礎知識や予防の講座、筋トレとか口腔体操等を実施する予定でございます。

続きまして、特定健診の受診率向上に関する委託料につきましては、令和 2 年度から今年で 3 年目となります。この事業にいたしましては、特定健診の受診率が尾鷲市は県平均に比べて若干低く、県平均を若干下回っております。このことから、

特定健診の受診率を上げるために、ごめんなさい。

○湯浅市民サービス課長　すみません、今、課長補佐のほうから話、あった件なんですけれども、基本的には、仲委員さん、質問していただいたのは、医療費を減らしながらどのように年を取っていただいて、介護へつなげていくかという連携の事業なんです。業務委託の内容としては、その下調査ということになっております。

それから、特定健診の受診率向上のことに关しましては、先ほど補佐のほうからも言ったように、尾鷲市は県平均に比べてもちろん低いんですけれども、それを上げていくために、電話で特定健診の受診勧奨を行っていただいたり、そういうふうな健康な期間を長くしていただくという市としての手だてですよ。それも両方とも特別交付金でお金は頂けるんですけれども、そういうことを取り組んでいこうかなという事業でございます。

○仲委員　内容はほぼ分かりましたけど、疾病予防のほうは、これ5年度が新規の事業ということで、去年なかったですよ。これ委託料やもんで、どこへ委託するか、次のページの特定健診の対策委託料もどこへ委託するか。直近の4年度は無理かな、3年度で対象者、特定健診、言えるんだったら何十%か、その2点だけ。

○湯浅市民サービス課長　私が、担当しよった六、七年前の国保のときは、30%に満たなかった状況なんですけれども、それからちょっとこつこつこつこつ取組を行いまして、今大体43%ぐらいまで来ております。

○濱中副委員長　委託先を。

○湯浅市民サービス課長　プロポーザルにおいて新年度で決めたいと思います。

○濱中副委員長　他によろしいでしょうか。

トイレのほうの資料が出たようですので、ちょっとお示しいただけますか。

○塩崎市民サービス課係長　先ほど発信させていただいたんですけれども、これ、昨年の第1回定例会のほうでお示しさせていただいた資料になるんですけれども。

○濱中副委員長　資料行きましたでしょうか、皆さん、タブレットのほうへ。

ちょっと、ざっと説明をいただきたい。

○塩崎市民サービス課係長　画面のページの下部分に図面のほう記載させていただいておるんですけれども、左側が既存の図面で、右側が改修後の図面になっております。左側ですけど、赤の実線で囲んだ部分、これがもともと給湯室内の設備であったんですけれども、これを撤去して多目的トイレを今回設置するといった工事になっております。特に多目的トイレとして、基本的には多目的トイレを女性兼多

目的トイレというふうな位置づけにして、左側は男子トイレというふうな位置づけで今後運用していくというふうに考えております。

以上でございます。

○濱中副委員長　これ去年の予算のときの資料かなと思うんですけども、この図面と工事中、工事後に変更された箇所はないというふうな理解でよろしいですか。

○塩崎市民サービス課係長　ないというふうに聞いております。

○濱中副委員長　この資料について、御質問はよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○濱中副委員長　そうでしたら、これで市民サービス課を終了いたします。

ここで10分間休憩を取ります。2時35分再開いたします。

（休憩　午後　2時23分）

（再開　午後　2時35分）

○濱中副委員長　それでは、休憩前に引き続き行政常任委員会を再開いたします。

福祉保健課に係る審査ですが、議案8号、9号の条例の一部改正について続けてお願いいたします。

○山口福祉保健課長　福祉保健課でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第8号、尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明いたします。

尾鷲市議会定例会議案書の35ページを御覧ください。

通知いたします。

本条例は、本年4月に発足されるこども家庭庁に係る法令等の改正に伴い、児童の安全確保による改正や法改正に係る義務的改正などを行うものでございます。

まず、第1条尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童クラブにおける利用者の安全の確保を図るための安全計画の策定等から、利用者の移動のために自動車を運行するときの点呼などにより所在の確認を行うことなどを加えるものでございます。

なお、安全計画の策定などに係る部分につきましては、令和6年3月31日まで経過措置がございます。

次ページの上から9行目を御覧ください。

第2条、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、先ほどの放課後児童クラブ同様、家庭的保育事業者等が利

用者の安全の確保を図るための安全計画の策定などから、利用者の移動のために自動車を運行するときの点呼などにより所在の確認を行うことなどを加えるものでございます。

また、民法等の改正により、懲戒に係る権限の濫用禁止の条文を削除するものでございます。

なお、本市には、本条例の対象となる事業者はありません。

次ページ、37ページの上から11行目を御覧ください。

第3条、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、こども家庭庁が発足することに伴い、事務に関し、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議を義務づけている規定が不要となることから、項ずれを解消するための改正でございます。

また、民法等の改正により、懲戒に係る権限の濫用禁止の条文を削除するものでございます。

次ページ中段ほどを御覧ください。

第4条、尾鷲市子ども・子育て会議条例の一部改正につきましては、先ほどの条例の一部改正と同様、こども家庭庁が発足することに伴う条ずれを解消するための改正でございます。

続きまして、議案第9号、尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明いたします。

41ページを御覧ください。

本条例につきましては、これまで本市では、年度末までに15歳となる子供に対して医療費の自己負担額を助成しておりますが、子供医療費の助成対象を18歳の子供まで拡大する福祉医療費助成制度の見直しを行うことにより、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

18歳年度末までの医療費助成拡大の詳細につきましては、令和5年度当初予算説明時において、資料により御説明させていただきます。

以上が条例の一部改正2議案の提出説明でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○濱中副委員長 議案第8号、第9号に対する説明が終わりました。

御質問ある方の挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 それでは、議案第19号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算

(第14号)の議決についての説明を求めます。

○山口福祉保健課長　それでは、議案第19号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第14号)の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の14、15ページを御覧ください。

通知いたします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、2目衛生費負担金2万2,000円の減額は、1節保健費負担金2万2,000円の減額で、各種がん検診自己負担金2万2,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,364万2,000円の減額は、2節児童福祉費負担金1,474万2,000円の減額のうち、児童手当交付金998万3,000円の減額は、対象者実績見込みによる減額で、母子生活支援施設入所措置費負担金35万円の減額は、実績見込みによるもので、児童扶養手当負担金440万9,000円の減額は、対象者数実績見込みによるものでございます。

次に、2目衛生費国庫負担金630万4,000円の減額は、1節保健費負担金630万4,000円の減額で、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金630万4,000円の減額は、接種に係る費用の実績見込みによるものでございます。

2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金670万円の減額は、2節児童福祉費補助金670万円の減額で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金670万円の減額は、子育て世帯生活支援特別給付金の実績見込みによるものでございます。

次ページを御覧ください。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金114万1,000円の増額のうち、福祉保健課分は、2節児童福祉費負担金207万9,000円の減額で、児童手当県負担金190万4,000円の減額は、対象者数の実績見込みによる減額で、母子生活支援施設入所措置費負担金17万5,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金553万円の減額は、1節社会福祉費補助金531万9,000円の減額で、心身障害者医療費補助金357万円の減額は、医療費助成金の実績見込みによるもので、子ども医療費補助金174万9,0

000円の減額は、医療費助成金の実績見込みによるものでございます。

3節地方改善事業費補助金21万1,000円の減額は、隣保館運営費補助金21万1,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い人権講演会等、事業を中止及び縮小したことによるものでございます。

次に、3目衛生費県補助金499万円の減額のうち、福祉保健課分は、1節保健費補助金552万6,000円の減額で、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金552万6,000円の減額は、集団接種会場への医療従事者派遣の実績見込みによるものでございます。

次ページ、18、19ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、4目民生費寄附金10万円の増額は、1節社会福祉費寄附金10万円の増額で、社会福祉事業への寄附金1件分でございます。

次ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入516万8,000円の減額は、4節衛生費雑入612万8,000円の減額のうち、福祉保健課分は、新型コロナワクチン他市町接種費支払金89万1,000円の増額で、他市町の住民に対し、集団接種会場にて接種した費用については、住所地の市町の負担分となるため増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

24、25ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費713万9,000円の減額は、細目医療給付費713万9,000円の減額で、扶助費の心身医療費助成金713万9,000円の減額は、心身障害者医療費の実績見込みによるものでございます。

次に、4目老人福祉費450万2,000円の減額は、細目老人福祉一般事務費137万5,000円の減額で、養護老人ホーム聖光園の空調設備改修工事の事業費確定に伴う減額でございます。

次に、細目老人福祉施設援護事業312万7,000円の減額のうち、委託料200万8,000円の減額は、養護老人ホーム聖光園指定管理料200万8,000円の減額で、入所者の実績見込みによるものでございます。

扶助費の老人福祉施設入所者措置費111万9,000円の減額は、他市町の養護老人ホームの入所者の実績見込みによるものでございます。

次に、6目子ども医療費272万円の減額は、細目子ども医療費助成事業272万円の減額で、医療費助成金の実績見込みによるものでございます。

次ページ、26、27ページを御覧ください。

2項児童福祉費、2目児童措置費1,619万8,000円の減額は、細目児童手当給付事業1,319万9,000円の減額で、扶助費の児童手当1,319万9,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、細目母子生活支援事業69万9,000円の減額は、扶助費の母子生活支援施設入所措置費69万9,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

次に、細目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業230万円の減額は、補助金の子育て世帯生活支援特別給付金（一人親世帯以外分）230万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

次に、3目母子福祉費1,762万5,000円の減額は、細目児童扶養手当給付事業1,322万5,000円の減額で、扶助費の児童扶養手当1,322万5,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、細目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業440万円の減額は、補助金の子育て世帯生活支援特別給付金（一人親世帯分）440万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費46万5,000円の減額は、細目隣保館運営事業46万5,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、運営委員会や講演会、視察研修等の中止によるものでございます。

また、備品購入費18万3,000円の減額は、AED機器の購入費確定に伴う減額でございます。

次に、4款衛生費、1項保健費、2目予防費2,593万9,000円の減額は、細目予防接種事業1,500万円の減額で、定期予防接種委託料1,500万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、細目感染症予防対策事業1,093万9,000円の減額で、報償費の医療従事者謝礼33万6,000円の減額は、コロナワクチン接種の集団接種に係る実績によるものでございます。

次ページを御覧ください。

委託料の予防接種委託料507万7,000円の減額は、コロナワクチン接種の実績見込みによるものでございます。

補助金の新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金552万6,000円の減額は、集団接種会場への医療従事者派遣の実績見込みによるものでござ

ざいます。

3目保健事業普及費373万2,000円の減額は、細目健康増進事業127万2,000円の減額で、がん検診委託料11万円の減額は、年度途中で国の基準である乳がん検診に係る医師の帯同が必要なくなったことによるもので、健康づくり検診委託料97万7,000円の減額及び健康増進法による健康診査委託料18万5,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

細目母子保健事業246万円の減額は、乳幼児健康診査等委託料26万5,000円の減額、妊婦産婦健康診査等委託料241万8,000円の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

償還金、利子及び割引料22万3,000円の増額は、母子保健衛生費国庫補助金の前年度精算金22万3,000円でございます。

次に8ページを御覧ください。

通知いたします。

第2表繰越明許費補正でございます。

4款衛生費、1項保健費、事業名感染症予防対策事業16万1,000円の追加は、今年度中に本市の住民が他市町でコロナワクチン接種を行った接種費用については本市が負担することから、接種に係る費用16万1,000円を繰越しするものでございます。

以上が令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第14号）の予算説明でございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○濱中副委員長 議案第19号における説明が終わりました。

御質問のある方挙手をお願いいたします。

○仲委員 27ページなんですけど、いずれも扶助費で精算すればええといやいいんですけど、児童手当は1,319万9,000円の減額、もう一つ、母子父子の児童扶養手当が1,322万5,000円の減額ということで、いずれも実績見込みということなんですけど、これ、結構人数的には何人分というのすぐ出ると思うんですけど、何か大きな特別な理由ありました。

○山口福祉保健課長 特別何か大きな要因があったわけではないんですが、やはりちょっと扶助費というところで、支払いを確実に実施しなければならないということで、若干予算を多めに取った結果、このような減額となったことによるものでございます。

○仲委員 自分が推測するには、出生率が下がったとかいろんな要因があると思

うんやけど、これ出生率で計算すれば毎年度多分出ると思うんやけど、金額が大きすぎるもので、かなり見積りを大幅に取ったということでええよな。

○山口福祉保健課長 おっしゃるとおり、児童数の今後の見込みというところで予算は当然立てるところなんですけど、助成数も全国的にはかなり下がっておるといいう現状がございますが、扶助費というところで、やはりちょっと多めに見たという結果がこのような減額の要因になったと考えております。

○濱中副委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 それでは、議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の説明を求めます。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の20、21ページを御覧ください。

通知いたします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金5,775万4,000円は、1節社会福祉費負担金6万6,000円で、紀北圏域内の福祉有償運送に係る協議会の運営に対する紀北町からの負担金でございます。

次ページを御覧ください。

次に、2節障害者福祉費負担金1,137万9,000円で、地域支援センター他町負担金965万9,000円は、紀北地域障害者相談支援センターの運営に対する紀北町からの負担金でございます。

療育教室事業他町負担金172万円は、療育教室事業運営委託に伴う紀北町からの負担金でございます。

3節老人福祉負担金1,809万2,000円は、尾鷲市養護老人ホーム聖光園ほかの入所者負担金1,753万9,000円と生活管理指導短期宿泊事業、いわゆるショートステイの利用者負担金55万3,000円でございます。

4節児童福祉費負担金2,821万7,000円は、保育所入所保護者負担金等で、地域療育支援事業(巡回療育相談)他町負担金1万3,000円は、巡回療育相談委託に伴う紀北町からの負担金でございます。

次に、2目衛生費負担金326万9,000円は、1節保険費負担金326万9,000円で、救急医療体制強化事業他町負担金として、紀北町からの負担金150

万3,000円、各種がん検診自己負担金163万2,000円等でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生費使用料12万9,000円は、1節社会福祉使用料12万9,000円で、福祉保健センター使用料12万円等でございます。

次に、26、27ページを御覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金8億7,581万6,000円、1節社会福祉費負担金2億5,065万5,000円のうち、福祉保健課分は、2行目の特別障害者手当等給付費負担金から生活困窮者自立支援事業等国庫負担金までで、障害者や障害児及び生活困窮者に対する事業の国庫負担金でございます。

次に、2節児童福祉費負担金3億4,796万5,000円は、保育所や認定こども園運営費に係る子どものための教育・保育給付交付金、児童手当交付金、児童扶養手当負担金等でございます。

3節生活保護費負担金2億7,719万6,000円は、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費に対する国庫負担金でございます。

次に、2目衛生費国庫負担金20万円、1節保険費負担金20万円は、未熟児養育医療費等国庫負担金20万円でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金4,088万2,000円、1節社会福祉費補助金641万2,000円は、地域生活支援事業費等補助金でございます。

2節児童福祉費補助金2,356万9,000円は、母子家庭等対策総合支援事業費補助金285万円、子ども・子育て支援交付金833万9,000円、保育対策総合支援事業費補助金523万8,000円、地域少子化対策重点推進交付金160万円、出産・子育て応援補助金503万4,000円等でございます。

3節生活保護費補助金1,090万1,000円は、生活困窮者就労準備支援事業等補助金547万5,000円、医療費扶助関連のオンラインでの資格確認に係るシステム改修補助金の社会保障・税番号制度のシステム整備等補助金500万円等でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金876万2,000円のうち、福祉保健課分は、1節保健費補助金196万2,000円で、母子保健衛生費国庫補助金119万円、風疹抗体検査補助金59万4,000円等でございます。

次ページを御覧ください。

次に、3項委託金、2目民生費委託金363万円のうち、福祉保健課分は、2節児童福祉費委託金9万1,000円で、特別児童扶養手当等事務取扱交付金9万1,000円でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金3億6,669万1,000円のうち、福祉保健課分は、1節社会福祉費負担金2億4,609万6,000円のうち、三重県障害者自立支援給付費等負担金1億724万1,000円、行旅病人及び死亡人取扱費負担金30万6,000円及び三重県障害児通所給付費等負担金106万9,000円でございます。

2節児童福祉費負担金1億1,541万3,000円は、施設型給付費・地域型保育給付費県費負担金9,221万2,000円、児童手当県負担金2,220万8,000円等でございます。

3節生活保護費負担金518万2,000円は、生活保護法第73条による負担金でございます。

次に、3目衛生費県負担金10万円は、1節保健費負担金10万円で、養育医療給付事業等負担金10万円でございます。

次ページ、30、31ページを御覧ください。

2項県補助金、2目民生費県補助金は7,249万3,000円で、1節社会福祉費補助金4,829万2,000円は、心身障害者医療費補助金3,250万2,000円、三重県障害者自立支援給付費等補助金320万5,000円、子ども医療費補助金1,204万4,000円等でございます。

2節児童福祉費補助金2,017万7,000円は、一人親家庭等医療費補助金540万6,000円、地域子ども・子育て支援事業費補助金833万円、施設型給付費・地域型保育給付費補助金424万9,000円、出産・子育て応援県補助金126万7,000円等でございます。

3節地方改善事業費補助金402万4,000円は、隣保館運営費補助金402万4,000円でございます。

次に、3目衛生費県補助金614万7,000円のうち、福祉保健課分は、1節保健費補助金340万8,000円で、県特定不妊治療及び不育症治療費等補助金35万4,000円、健康増進事業補助金113万7,000円、自殺対策緊急強化事業補助金199万7,000円でございます。

次に、36、37ページを御覧ください。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入339万3,000円

のうち、福祉保健課分は、1節災害援護資金貸付金返還金15万8,000円で、平成23年度に発生した水害に対する貸付金の返還金でございます。

次に、4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入5,671万5,000円、1節地域支援事業受託事業収入5,671万5,000円は、紀北広域連合からの介護予防を中心とした地域支援事業をはじめとする地域包括ケアシステムの推進に係る受託事業収入でございます。

次に、5項雑入、1目雑入2億1,932万3,000円のうち、福祉保健課分は、次ページを御覧ください。3節民生費雑入54万円で、生活保護法第63条による返還金（現年度分）54万円でございます。

以上が歳入についての説明でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

84、85ページを御覧ください。

通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額は8億3,503万2,000円で、対前年度比59万3,000円の減額でございます。

財源内訳は、国庫支出金が8,227万5,000円で、そのうち福祉保健課分は109万6,000円で、地域少子化対策重点推進交付金等でございます。その他特定財源98万6,000円は、ふるさと応援基金繰入金等で、一般財源は7億5,177万1,000円でございます。

人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

細目社会福祉一般総務費は、5億8,958万8,000円でございます。

次ページを御覧ください。

主なものといたしましては、需用費1,027万円は、福祉保健センターの光熱水費871万2,000円等でございます。

委託料734万円の主なものといたしましては、成年後見支援センター事業業務委託料56万6,000円で、成年後見制度の利用を必要とする人が本人らしい生活を継続することができ、適切に必要な支援を受けられるよう、権利擁護支援の中核機関としての機能を持つ尾鷲市成年後見支援センターを尾鷲市社会福祉協議会に設置することで、これまでも実施している権利擁護支援に係る窓口を分かりやすく明示いたします。来年度は、優先して整備すべき機能として、相談機能や広報活動の強化を図ることを目的としております。

そのほか、福祉保健センターの管理に伴う各種委託料でございます。

負担金、補助及び交付金 5 億 6,687 万円は、負担金では、紀北広域連合負担金が 5 億 984 万 5,000 円、次ページを御覧ください。補助金では、社会福祉協議会運営助成金 5,334 万 4,000 円、結婚新生活支援事業補助金 240 万円が主なものでございます。

結婚新生活支援事業補助金につきましては、今年度は新規に結婚した世帯に対して、結婚に伴う住宅取得費用など 30 万円を上限とした補助金を支給しておりますが、令和 5 年度は、30 歳以上 39 歳以下の世帯はこれまで同様 30 万円を上限に補助し、29 歳以下の世帯に対しては 60 万円に拡大し、補助するものでございます。

財源内訳は、国 3 分の 2、市 3 分の 1 の負担でございます。

次に、細目戦没者遺族等援護事業は 85 万 1,000 円で、これまでの戦没者追悼式費及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の細目を戦没者の遺族等に関する細目としてまとめたものでございます。

内訳としましては、尾鷲市戦没者追悼式に係る費用及び特別弔慰金に係る事務費でございます。

次に、2 目障害者福祉費、本年度予算額は 8,497 万 5,000 円で、対前年度比 135 万 2,000 円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金が 4,071 万 5,000 円、地方債は、心身障害者医療費助成事業債が 2,200 万円、その他特定財源 572 万円は、紀北町からの事業委託に係る負担金が 172 万円、ふるさと応援基金繰入金が 400 万円で、一般財源は 1,654 万円でございます。

細目障害者福祉一般事務費は 287 万 6,000 円で、委託料 77 万円は、令和 6 年度からの 3 か年計画である新たな尾鷲市障がい福祉計画、尾鷲市障がい児福祉計画の策定に係る委託料で、負担金 180 万 4,000 円は、尾鷲市と紀北町で策定する紀北地域障がい者福祉計画に係る負担金になります。

3 目特別障害者手当等給付費は 1,095 万 5,000 円で、扶助費、特別障害者手当等給付費 1,095 万 1,000 円は、特別障害者手当 29 名分、障害児福祉手当 8 名分を見込んでおります。

次に、細目医療給付費 6,551 万 2,000 円は、扶助費、心身医療費助成金 6,500 万 4,000 円が主なものでございます。

次に、細目在宅援護事業は 563 万 2,000 円で、次ページを御覧ください。

委託料 5 3 6 万 7, 0 0 0 円のうち、療育教室事業運営委託料 5 1 6 万 1, 0 0 0 円は、紀北町とともに尾鷲市社会福祉協議会に療育教室事業の運営を委託するものでございます。

次に、3 目自立支援給付事業、本年度予算額は 4 億 6, 5 2 7 万 3, 0 0 0 円で、対前年度比 2, 0 8 2 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金が 3 億 3, 4 5 4 万 7, 0 0 0 円、その他特定財源の 9 6 5 万 9, 0 0 0 円は紀北町からの地域支援センター負担金で、一般財源は 1 億 2, 1 0 6 万 7, 0 0 0 円でございます。

細目自立支援給付事業一般事務費は 2, 2 3 2 万 7, 0 0 0 円で、主なものとしたしましては、委託料の紀北地域障がい者相談支援センター事業委託料 2, 0 4 0 万 9, 0 0 0 円は、紀北町とともに障がいのある方を対象に相談等の各種支援を尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次に、細目介護給付訓練給付費は 4 億 3, 3 2 6 万 9, 0 0 0 円で、扶助費 4 億 3, 3 2 4 万 3, 0 0 0 円が主なもので、障がいのある方が安心して暮らせる 1 9 種のサービスを提供するものでございます。

次ページ、9 2、9 3 ページを御覧ください。

次に、細目地域生活支援事業費は 9 6 7 万 7, 0 0 0 円で、主なものとしたしましては、委託料 3 7 8 万 8, 0 0 0 円は、移動支援事業委託料をはじめ、日中一時支援事業など、尾鷲市社会福祉協議会などの事業所に委託するものでございます。

扶助費 5 3 6 万円は、ストマ用装具など日常生活用具給付事業費が主なものでございます。

次に、4 目老人福祉費、本年度予算額は 1 億 2, 5 7 8 万 1, 0 0 0 円で、対前年度比 6 4 4 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金が 6 3 1 万 2, 0 0 0 円、その他特定財源 2, 3 7 9 万 6, 0 0 0 円は、老人ホーム入所者負担金等が 1, 8 0 9 万 2, 0 0 0 円、紀北広域連合からの地域支援事業受託事業収入が 5 7 0 万 4, 0 0 0 円で、一般財源は 9, 5 6 7 万 3, 0 0 0 円でございます。

細目老人福祉一般事務費は 1, 1 2 9 万 6, 0 0 0 円で、報償費 1 6 万 9, 0 0 0 円のうち、報償費は、1 3 万 9, 0 0 0 円は令和 6 年度からの 3 か年計画である新たな尾鷲市高齢者保健福祉計画の策定に係る策定委員の報償費でございます。

工事請負費 8 2 7 万 2, 0 0 0 円は、養護老人ホーム聖光園 2 階西側廊下部分の空調設備改修工事費及び輪内高齢者サービスセンターホール空調設備改修工事費で

ございます。

次に、細目老人福祉施設援護事業は1億202万6,000円で、主なものとしたしましては、委託料9,958万8,000円は、養護老人ホーム聖光園の指定管理料でございます。

扶助費239万8,000円は、次ページを御覧ください。老人福祉施設入所者措置費でございます。

次に、細目在宅援護事業は1,245万9,000円で、主なものとしたしましては、委託料434万3,000円は、緊急通報システム管理委託料で、140台分の貸与を見込んでおります。

負担金、補助及び交付金435万8,000円は、尾鷲市老人クラブ連合会助成金151万1,000円、尾鷲市シルバー人材センター運営補助金284万7,000円でございます。

扶助費364万8,000円は、介護用品給付費364万8,000円で、要介護4及び5と認定されている高齢者を住宅で介護している方71名に対し、介護用品券を支給することで、在宅介護を支援するものでございます。

次に、6目子ども医療費、本年度予算額は3,646万5,000円で、対前年度比305万9,000円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金として子ども医療費県補助金が1,204万4,000円、地方債は、子ども医療費助成事業債が300万円、その他特定財源は、ふるさと応援基金繰入金1,658万2,000円、一般財源は483万9,000円でございます。

細目子ども医療費助成事業は3,646万5,000円で、主なものとしたしましては、委託料の福祉医療費制度システム改修業務委託料272万3,000円、扶助費の子ども医療費助成金3,338万3,000円で、これまで中学生まで対象であった医療費助成を高等学校を卒業するまでに拡大したことに伴うシステム改修費用及び医療費助成金でございます。

詳細につきましては、後ほど資料により、子ども・子育て支援事業として一括して、担当主幹より御説明いたします。

次に、7目介護保険費、本年度予算額は5,101万1,000円で、対前年度比378万6,000円の減額でございます。

財源内訳のその他特定財源5,101万1,000円のうち、福祉保健課分については、4,680万8,000円で、紀北広域連合からの地域支援事業受託事業収入

でございます。

次ページ、96、97ページを御覧ください。

細目地域支援事業（総合事業）は2,171万5,000円で、主なものとしたしましては、委託料1,920万円は、一般介護予防事業を天使の家などの事業所に委託するものでございます。

3目地域支援事業（任意）は398万2,000円で、主なものとしたしましては、委託料301万7,000円のうち、食の自立支援事業委託料が292万8,000円で、高齢者の安否確認を兼ねた弁当の配食サービスでございます。

次に、細目地域支援事業（包括）は2,111万1,000円で、地域包括ケアシステムの推進に係る事業として、地域ケア会議推進事業委託料、認知症総合支援事業委託料、生活支援体制整備事業委託料の三つの事業を尾鷲市社会福祉協議会へ委託するものでございます。

次ページ、98、99ページを御覧ください。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費、本年度予算額は1,187万2,000円で、対前年度比286万3,000円の減額でございます。

財源内訳は、国庫支出金が934万3,000円、一般財源が252万9,000円でございます。

細目生活困窮者自立支援事業費は1,187万2,000円で、主なものとしたしましては、委託料1,167万1,000円は、生活困窮者自立支援事業委託料1,167万1,000円で、自立相談支援など尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額は5,589万8,000円で、対前年度比828万6,000円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金が881万円、その他特定財源778万円は、ふるさと応援基金繰入金で、一般財源は3,930万8,000円でございます。

細目児童福祉一般総務費は332万4,000円で、主なものとしたしましては、委託料240万9,000円は、令和7年度からの5か年計画である新たな子ども・子育て支援事業計画の策定年の前年度である令和5年度にアンケート調査等の調査、分析を行うための調査委託料240万9,000円でございます。

負担金、補助及び交付金の補助金36万円は、子供や子育て世帯の居場所や食や生活必需品の提供等を行う団体に対し、活動支援を行うための子育て団体活動支援事業補助金36万円でございます。

次に、細目放課後児童健全育成事業は1,415万円で、委託料、放課後児童クラブ運営委託料1,362万2,000円は、尾鷲小学校において、わんぱくクラブを尾鷲民生事業協会に、福祉保健センターにおいて、くれよんをNPO法人あいあいにそれぞれ委託するものでございます。

放課後児童クラブの通所に係る利用料の減免につきましては、後ほど資料により、子ども・子育て支援事業として一括して御説明いたします。

次ページを御覧ください。

負担金、補助及び交付金の補助金52万8,000円は、昨年度に引き続き、放課後児童クラブの支援員等の処遇改善を目的に収入3%程度引上げを行う放課後児童支援員等処遇改善事業補助金52万8,000円でございます。

次に、細目ファミリーサポートセンター事業は24万1,000円で、子育ての援助を依頼したい方と手助けが可能な方がともに会員となり、会員同士で子育ての相互援助を行う子育て支援の有償ボランティア制度に係る費用で、そのうち負担金、補助及び交付金7万7,000円は、利用料の半額を補助するためのファミリーサポートセンター利用料補助金でございます。

詳細につきましては、後ほど資料により子ども・子育て支援事業として一括して御説明いたします。

次に、細目多子世帯支援事業は421万5,000円で、扶助費418万8,000円は、多子世帯支援給付費418万8,000円で、現行の3人目以降が生まれた世帯に加え、2人目の世帯に対しても満2歳の誕生日まで紙おむつ及び乳幼児ミルクなどの購入券を支給するものでございます。

こちらも詳細につきましては、資料により一括して御説明いたします。詳細につきましては、資料により子ども・子育て支援事業として、今から資料に基づき、担当主幹より御説明いたします。

通知いたします。

○芝山福祉保健課主幹兼係長 それでは、子ども・子育て支援事業について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

まず、子ども医療費助成事業でございますが、医療費の自己負担相当分を助成する子ども医療費助成の対象を、これまでの15歳年度末から18歳年度末に拡大いたします。

対象は18歳年度末までの児童とし、令和5年9月診療分からの適用となります。

9月診療分からとする理由といたしましては、医療機関への周知や医療費の支給管理システムの改修、新たに対象となる児童の保護者からの申請受付などに準備を要するためでございます。

事業費につきましては、子ども医療費助成事業として3,646万5,000円で、うち18歳年度末拡大に係る費用といたしましては557万円でございます。

内訳は、9月分からの医療費助成とシステム改修費用に係る費用でございます。

財源といたしましては、県補助金である子ども医療費助成金1,204万4,000円です。県補助金の対象は12歳年度末までの児童のみであり、13歳から18歳までの児童に係る医療費についての助成は市の単費となります。

次に、2番の放課後児童健全育成事業でございますが、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブの通所に係る利用料の減免対象を、住民税非課税世帯及び生活保護世帯を加え、保護者の経済的負担の軽減を図り、利用の促進につなげます。

内容といたしましては、通常の放課後児童クラブの利用料は1人月額1万円ですが、一人親世帯及び住民税非課税世帯は、3,000円減免いたしまして7,000円とします。生活保護世帯は全額免除、兄弟姉妹の入所は利用料の半額免除のため、5,000円もしくは3,000円の利用料となります。

事業費は、放課後児童健全育成事業全体で1,415万円、これは2か所の放課後児童クラブへの委託料を含みます。このうち今回の減免対象分につきましては、生活保護世帯1名分、住民税非課税世帯2名分を見込んでおり、19万2,000円がその中の内訳でございます。

次に、3番、ファミリーサポートセンター事業でございますが、子育ての手助けをしてほしい依頼会員と子育ての手助けができる援助会員が地域で相互援助を行うファミリーサポートセンター事業の利用料を減免し、保護者の経済的負担の軽減を図り、利用の促進につなげます。

対象は、依頼会員は、生後4か月から13歳未満までの児童の保護者で、援助会員につきましては、20歳以上で心身ともに健康な人が対象となります。

援助会員には、市が指定する講習を受講していただいております。

内容としましては、依頼会員が援助会員に子供を預けたときの1時間当たり800円の利用料のうちの半額を補助いたします。

事業費といたしましては、ファミリーサポートセンター事業24万1,000円のうち、事業費拡大に係る費用としましては7万7,000円でございます。

次に、4番、多子世帯支援事業でございますが、紙おむつや乳児用ミルク、離乳

食などの購入費の助成を行う多子世帯支援事業の対象を現行の第3子以降から第2子に拡大することで、乳幼児を持つ保護者の経済的支援の軽減を図ります。

対象は、第2子以降の乳幼児を持つ保護者で、第2子は月額4,000円、第3子以降は、現行どおり月額6,000円の利用券を送付いたします。

事業費といたしましては、多子世帯支援事業費421万5,000円のうち、事業拡大分といたしましては、第2子分として246万円を見込んでおります。

以上です。

○山口福祉保健課長 予算書の、それでは、100、101ページにお戻りください。

通知いたします。

次に、2目児童措置費、本年度予算額は6億9,168万6,000円で、対前年度比1,171万2,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金として子供のための教育保育給付交付金など4億5,826万5,000円、地方債400万円は障害児保育事業債で、その他特定財源7,049万3,000円は、保育所入所保護者負担金が2,768万1,000円、ふるさと応援基金繰入金4,278万8,000円などで、一般財源は1億5,892万8,000円でございます。

細目保育所等事業は5億3,403万1,000円で、主なものといたしましては、委託料1,309万4,000円で、地域子育て支援センター事業委託料839万8,000円は、尾鷲第二保育園に併設する子育て支援センターちびっこ広場の事業委託料で、一時預かり保育事業委託料296万円は、ひのきっここども園で一時預かり保育事業をそれぞれ尾鷲民生事業協会に委託するものでございます。

保育研修事業委託料115万3,000円は、保育所、認定こども園の保育所を対象に、子供の特性に合わせた保育を実施するためのCLMと個別の指導計画を活用した保育の質の向上を図ることを目的とした研修を行うもので、各園年2回の巡回指導研修及び全体研修を実施するための委託料でございます。

次に、地元の魚を使った食育推進事業委託料58万3,000円は、養殖マダイやブリを保育園、認定こども園の給食に提供し、併せて魚の教室を開催することで、幼少の頃から魚に興味や親しみを持ち、食育の推進を図るものでございます。

次に、負担金、補助金及び交付金7,844万2,000円の主なものといたしましては、加配保育士を配置し、児童の発達を支援する障害児保育対策事業費補助金3,492万円のほか、保育所及び認定こども園の給食費の無償化に係る給食費支

援事業補助金1,003万5,000円、また、保育補助者雇上強化事業補助金は、全国的な保育士の確保の困難さを解消するため、国においては様々な補助金を創設し、保育士の確保に努めるよう対策を講じており、その一環として保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに必要な費用を補助するものでございます。1人当たり年額232万8,000円の3名分、698万4,000円でございます。

財源内訳は、国4分の3、市4分の1の負担でございます。

次ページを御覧ください。

扶助費4億4,187万7,000円のうち、保育所等運営費が4億4,175万1,000円で、市内6か所の保育園及び認定こども園において、年間延べ4,082人の児童を教育、保育するための運営費でございます。

次に、細目児童手当給付事業は1億4,825万9,000円で、主なものといたしましては、扶助費1億4,809万円は、児童手当で1,104人の児童を対象に見込んでおります。

次に、細目児童相談事業は168万1,000円で、家庭児童相談業務等に係るものでございます。

委託料の子育て短期入所事業委託料21万4,000円は、一時保護まではいかないまでの短期の間入所する施設への委託料で、1世帯2名分の予算でございます。

細目出産・子育て応援給付金事業は771万5,000円で、本年1月から開始した全ての妊婦・子育て家庭がより安心して出産・子育てができるよう、妊娠・子育て世帯に対し、一貫した相談支援と妊娠時と出産時にそれぞれ5万円の給付を支給する経済的支援を一体的に実施する事業として、伴走型相談支援子育て応援給付金の一体的実施事業に係るものでございます。

3目母子父子福祉費、本年度予算額は1億118万8,000円で、対前年度比12万3,000円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金が児童扶養手当負担金など3,879万6,000円、その他特定財源365万3,000円は、ふるさと応援基金繰入金361万2,000円、一人親家庭等日常生活支援事業利用者負担金が1,000円、母子生活支援施設入所者負担金4万円、一般財源は5,873万9,000円でございます。

細目母子父子福祉事業789万9,000円は、これまでの細目母子生活支援事業、母子福祉一般事務費、母子家庭自立支援給付金事業、一人親家庭日常生活支援事業を母子父子に係る生活の支援等を実施する細目として一本化したものでござい

ます。

次ページ、104、105ページを御覧ください。

負担金、補助及び交付金380万円のうち、高等職業訓練促進給付金等事業補助金360万円は、母子及び父子家庭の母及び父が看護師などの資格を取得するため、1年以上養成機関で就業する場合に給付金を支給することで、資格取得を支援するものでございます。

扶助費403万4,000円は、母子生活支援施設入所措置費389万円と支援員派遣手当14万4,000円で、独り親家庭における子育て支援や生活支援を目的に、家庭生活支援員が低料金でサービスを行うものでございます。

次に、細目一人親家庭等医療費助成事業は1,092万5,000円で、主なものといたしましては、扶助費1,081万3,000円は、一人親家庭等医療費助成金1,081万3,000円で、独り親家庭の母子及び父子で高校卒業までの間医療費を助成し、独り親家庭における福祉の増進を図るものでございます。

次に、細目児童扶養手当給付事業は8,236万4,000円で、主なものといたしましては、扶助費8,225万9,000円は、児童扶養手当8,225万9,000円で、母子及び父子家庭に対し所得に応じて手当を支給し、独り親家庭における福祉の増進を図るものでございます。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額は3,425万5,000円で、対前年度比889万1,000円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金915万5,000円は、生活困窮者自立支援事業等国庫負担金等で、一般財源は2,510万円でございます。

細目生活保護一般事務費は1,548万9,000円で、主なものといたしましては、次ページ、106、107ページを御覧ください。委託料1,462万8,000円は、被保護者就労支援事業委託料497万3,000円で、生活困窮者対策事業として尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

生活保護レセプト管理システム改修委託料788万9,000円は、医療費扶助関連のオンラインでの資格確認に係るシステム改修委託料でございます。

次に、2目扶助費、本年度予算額は3億6,781万円で、対前年度比5,193万9,000円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金2億8,059万6,000円は、生活扶助費等国庫負担金等で、その他特定財源54万円は、生活保護法第63条による返還金で、一般財源は8,667万4,000円でございます。

細目扶助費は3億6,781万円で、扶助費3億6,776万円は、生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するため、国が定める扶助費を支給するもので、163世帯、180人を見込んでおります。

次に、3目生活保護施設事務費、本年度予算額は237万6,000円で、対前年度比2万4,000円の減額でございます。

財源内訳は、生活扶助費等国庫負担金が178万2,000円で、一般財源は59万4,000円でございます。

細目生活保護施設援護費は237万6,000円で、負担金237万6,000円は、居住する家がなく施設に入所する必要のある方に係る事務費負担金1名分でございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費、本年度予算額は1,407万円で、対前年度比8万7,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金402万4,000円のうち、福祉保健課分につきましては、隣保館運営費補助金168万9,000円で、一般財源は1,004万6,000円でございます。

細目隣保館運営事業は255万2,000円で、地域社会における福祉の向上や人権啓発及び住民交流の拠点として、林町会館を中心に各種講座、人権講演会などを行う費用でございます。

次ページ108、109ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費、本年度予算額は7,262万3,000円で、対前年度比802万1,000円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金65万4,000円、地方債1,100万円は、救急医療体制強化事業債で、その他特定財源160万3,000円は、紀北町からの救急医療体制強化事業他町負担金等で、一般財源は5,936万6,000円でございます。

次ページを御覧ください。

細目一般保健事業は311万8,000円で、主なものとしたしましては、地域医療助成金225万円は、紀北医師会、尾鷲歯科医師会に対する助成金でございます。

次に、細目救急医療体制強化事業は2,103万3,000円で、主なものとしたしましては、委託料として一次救急医療体制事業委託料319万8,000円を紀北医師会に、負担金、補助及び交付金の病院群輪番制病院運営事業補助金1,766万円を尾鷲総合病院へ補助するものでございます。

次に、細目未熟児養育医療費助成事業は50万4,000円で、主なものとしたしましては、扶助費の未熟児養育医療費助成金50万円で、医療を必要とする未熟児に対し、必要な医療給付を確保し、保護者に対する育児支援を行うものでございます。

次に、2目予防費、本年度予算額は5,268万9,000円で、対前年度比3,194万4,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金59万4,000円は、風疹抗体検査補助金で、地方債2,270万円は、予防接種事業債で、その他特定財源34万5,000円は、災害等対策基金繰入金で、一般財源は2,905万円でございます。

細目予防接種事業は5,234万4,000円で、主なものとしたしましては、委託料5,122万7,000円のうち、定期予防接種委託料4,981万6,000円は、乳幼児、児童、生徒、成人及び高齢者に対し各種予防接種を実施するもので、紀北医師会及び県内医療機関に委託するものでございます。

次ページを御覧ください。

次に、細目感染症予防対策事業は34万5,000円で、市内の各公共施設に感染症予防対策のためのアルコール手指消毒液等を設置するための消耗品費でございます。

次に、3目保健事業普及費、本年度予算額は4,651万3,000円で、対前年度比1,021万7,000円の増額でございます。

財源内訳は、健康増進事業補助金のほか、国県支出金が460万6,000円、その他特定財源は、各種がん検診自己負担金などが1,075万3,000円、一般財源は3,115万4,000円でございます。

細目健康増進事業は3,263万7,000円で、主なものとしたしましては、委託料2,730万1,000円は、各種がん検診委託料1,989万4,000円のほか、健康増進法に基づく各種検診委託料及び令和6年度からの5か年計画である新たな尾鷲市健康増進計画、尾鷲市自殺対策計画の策定に係る委託料591万8,000円でございます。

また、これまでの健康ハッピーデー事業はミニハッピーデーとして、健康増進事業の中で、センター館内を中心に血管年齢チェック等の機器を使った生活習慣病に係る測定や栄養指導等を実施するものでございます。

次に、備品購入費147万8,000円は、保健事業活動用車両が老朽化したことによる新車購入のための備品購入費147万8,000円でございます。

次ページを御覧ください。

次に、細目母子保健事業は1,257万7,000円で、報償費40万円は、1歳半・3歳児健診に係る歯科医師等への報償費ほか、産前産後サポート事業に係る子育てサポーターへの報償費でございます。

委託料931万7,000円は、妊婦一般健診及び乳児1歳半・3歳児健診等の委託料でございます。

次に、備品購入費154万円は、3歳児健診用屈折検査機器等購入費154万円、負担金、補助及び交付金86万9,000円は、新生児聴覚スクリーニング検査費補助金28万円、多胎妊婦健康診査費補助金2万5,000円、1か月児健康診査費補助金23万1,000円等でございます。

妊娠期から子育て期までの相談支援、居場所づくりなどを目的とした産前産後サポート事業及び妊産婦及び乳幼児に係る健診の費用の助成等の詳細につきましては、資料により、子ども・子育て支援事業として担当主幹より御説明いたします。

通知いたします。

○東福祉保健課係長 それでは、資料1、子ども・子育て支援事業のうち、2ページ（5）産前産後サポート事業以降についての御説明をいたします。

産前産後サポート事業は、妊娠期から出産・子育て期まで孤立することなく、安心して出産、子育てができることを目指し、実施いたします。

対象は、妊婦及びその家族、さらにおおむね2歳までの乳幼児の子育て世帯であり、内容といたしましては、妊娠、出産、子育てに関わる相談や交流等を助産師、子育てサポーター、保健師等が福祉保健センターで実施いたします。

事業費は、母子保健事業のうち、報償費として2万4,000円であり、財源は、母子保健衛生費国庫補助金1万2,000円、補助率は2分の1でございます。

続きまして、（6）3歳児健康診査時における屈折検査の導入につきましては、弱視の危険因子といわれております屈折異常を早期発見することを目的とし、実施いたします。

対象は、3歳児健康診査受診の児童であり、検診時に保健師等が測定いたします。

事業費は母子保健事業費のうち、備品購入費154万円であり、財源は母子保健衛生費国庫補助金77万円、補助率は2分の1でございます。

続きまして、（7）新生児聴覚スクリーニング検査費補助金につきましては、聴覚障害の早期発見、早期療育を図るために、新生児に対して実施する聴覚スクリーニング検査に要する費用の補助でございます。

対象は、出生後初めて実施する聴覚検査であり、新生児の保護者であって、その受診した日において本市に住民票を有する方であり、補助額は、保険適用外の聴覚検査費用のうち4,000円を上限といたしまして、医療機関に支払った費用のいずれか低い額といたします。

事業費は、母子保健事業費のうち、新生児聴覚スクリーニング検査費補助金28万円でございます。

続きまして、8、多胎妊婦、双子さん以上のことです。多胎妊婦健康診査費補助金につきましては、頻回の妊婦健診が推奨されている多胎妊婦につきまして、経済的支援を図るものでございます。妊婦一般健康診査の14回の規定の回数に追加いたしまして健康診査を受診した多胎妊婦に対し、健康診査費用を補助するものであります。

対象は、健康診査を受診した日において、本市に住民票を有する多胎妊婦であり、補助額は健康診査に関わる保険適用外の費用のうち、1回当たり5,000円を上限といたしまして、医療機関に支払った費用のいずれか低い額であり、補助回数は5回以内といたします。

事業費は、保健事業費のうち、多胎妊婦健康診査費補助金2万5,000円であり、財源は保健衛生費国庫補助金1万2,000円、補助率は2分の1でございます。

続いて、9番、1か月児健康診査費補助金につきましては、子供の健康の保持増進を図るとともに経済的支援を目指しまして、健康診査の費用を補助するものであります。

対象は、1か月児健康診査を受けた乳児の保護者であって、受診した日において本市に住民票を有する方であり、補助額は1か月健診に関わる健康診査のうち、保険適用外の費用のうち3,300円を上限といたしまして、医療機関に支払った費用のうち、いずれか低いほうの額であり、補助回数は1回です。

事業費は保健事業費のうち、1か月健診費補助金23万1,000円でございます。

以上、資料1の説明を終わります。

○山口福祉保健課長　それでは、予算書114、115ページにお戻りください。通知いたします。

次に、細目メンタルヘルス事業は44万1,000円で、鬱病の早期発見、早期治療のための鬱予防の普及啓発や心の健康教室などに係る費用でございます。

次に、細目歯科保健事業は85万8,000円で、主なものといたしましては、委託料69万6,000円は、歯周病疾患検診、フッ化物洗口に係る委託料でございます。

次に、10ページを御覧ください。

通知いたします。

第2表債務負担行為になります。

福祉保健課分は、1番下段の子ども・子育て支援事業計画策定委託で、期間は令和6年度、限度額は390万5,000円になります。

以上が令和5年度尾鷲市一般会計予算のうち、福祉保健課の説明でございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○濱中副委員長 予算の説明が終わりました。

もう一つ議案第25号もあるんですけども、少し休憩をして質問、やらせていただきますか、一旦切りますか、どうですか。やりますか。

ちょっと取りあえず休憩を挟ませてください。10分間。

ちょっとこの先が4時を超えてしまうということで、会議規程の時間越えまでにあまり急ぐのもどうかと思うので、月曜日ということでお願いしたいと思います。

それでは、本日はこれにて行政常任委員会を閉じます。

月曜日、引き続きで福祉保健課のほうはよろしく願いいたします。

(午後 3時42分 閉会)